

平成 26 年 12 月 18 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10 時 6 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、22 日月曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

それでは、お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち、人件費の説明は警察本部を除き、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思ひますので、御了承ください。

《総務部》

◎明神委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、議案について、総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎小谷総務部長 総括説明に先立ちまして、まず職員の傷害事件と不適切な事務処理等による懲戒処分 2 件について御報告を申し上げます。

まず、本年 11 月 3 日に土木部中央東土木事務所本山事務所の職員が、父親に対する傷害により逮捕される事件が起きました。この職員につきましては、昨日付で停職 1 年間の懲戒処分としたところ です。

次に、現在、土木部に在籍する職員が、昨年度、健康政策部に在籍している間に特別障害者手当等の認定に係る事務処理を怠ったことにより、手当の支給を遅延させるなど多数の不適切な対応を行ったという事態が起きました。この職員につきましても、昨日付で戒告の懲戒処分としたところ です。

このようなたび重なる職員の不祥事により公務に対する信頼を損なうこととなったことにつきましても、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。今回の処分を受けて、今後このような不祥事が繰り返されることのないよう、綱紀の肅正と法令の遵守、適切な事務処理等について、改めて徹底をまいります。いま一度、職員一人一人が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たに、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど人事課長から御説明を申し上げます。

それでは、私から総括説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明します。お手元の総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料をおめくりいただければと思います。

1 ページ目でございます、平成 26 年度 12 月補正予算編成の概要をお願いします。

一般会計の補正予算につきましては、通常分と 8 月の台風第 12 号、第 11 号被害に対応するための災害分に分けて整理をしております。通常分では 35 億 7,581 万 2,000 円の増、災害分では 63 億 650 万円の増、総額で 98 億 8,231 万 2,000 円の増額となっております。これとは別に、県有施設の指定管理委託料など債務負担行為の追加として 38 億 2,637 万 1,000 円をお願いしているところです。

まず、上段の表（1）歳入の中段でございます（2）の特定財源の欄をごらんいただければと思います。特定財源につきましては、総額で 78 億 5,000 万円余りの増額となっております。主な内訳ですが、国庫支出金につきまして、50 億 3,000 万円余りの増、県債が 21 億 8,800 万円の増です。主に災害関連経費の増額に伴うものです。

また、一番上の一般財源ですけれども、今回の補正額の総計から特定財源分を除きました 20 億 3,000 万円余りにつきまして、当初予算を上回る歳入が見込まれます地方消費税清算金 17 億 6,000 万円余りと財政調整基金の取り崩し 2 億 6,000 万円余りで対応することとしたものです。

下段の表（2）歳出ですけれども、まず（1）の経常的経費です。

19 億 2,000 万円余りの増額となっております。このうち人件費につきましては、5,000 万円余りの減額となっております。今議会に職員の給与に関する条例を改正する議案を提出させていただき、職員の勤勉手当をプラス改定することとしておりまして、これに伴う影響額が約 6 億 5,000 万円の増となります。一方で、職員の新陳代謝がさらに進みましましたことや共済費の負担率の変更などによる減額と合わせまして、合計では約 5,000 万円の減となっているものです。また、その他 19 億 2,000 万円余りの増額となっておりますが、市町村に交付されます地方消費税清算交付金として 8 億 8,000 万円余り、国による新たな地域医療介護総合確保基金の積立金 8 億円などが主なものとなっております。

また、投資的経費につきましては、79 億 5,000 万円余りの増額です。このうち災害分以外の通常分 16 億 5,000 万円余りにつきましては、四万十町に整備予定の次世代施設園芸団地や、県の保健衛生総合庁舎の整備費などを計上させていただいております。

昨年度の 12 月補正後との比較です。下の歳出表の一番右の欄ですけれども、経常的経費につきましては対前年比 3.1%の減、投資的経費につきましては災害復旧事業費などの増によりまして 43.0%の増、全体としまして 5.8%の増となっております。

以上、簡単ではございますが今回の補正予算の概要です。

続きまして、総務部から提出しております議案について総括して説明をさせていただきます。

初めに、第1号議案一般会計補正予算所管分ですが、お手元の右上に②とあります「高知県議会の定例会議案説明書（補正予算）」の5ページをお願いします。

今回、補正でお願いしますのは、総額で15億695万8,000円の増額です。このうち、時間外を除きました人件費につきまして、私から一括して御説明申し上げます。

人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上したことによるもの及び人員の増減、職員の新陳代謝、それから共済費負担金率の変更等によるものです。この結果、総務部では4,700万円余りの増額となっております。そのほかの補正予算に関する事項につきましては、後ほど担当課から御説明を申し上げます。

次に、総務部関連の条例その他議案です。お手元の右上に③とございます「高知県議法定例会議案（条例その他）」をお願いします。1ページ、表紙をめくっていただきまして、目録ですが、総務部ですけれども、第8号、第9号、それから第10号、この3件を提出させていただきます。

その他議案として第17号の1件を提出させていただきます。詳細につきましては、後ほど担当課から御説明を申し上げます。

最後に、主な審議会等の状況として総務部に關します本年10月から12月までの開催状況につきまして御説明します。審議会等という赤いインデックスが張ってあります資料をごらんいただければと思います。表題に平成26年度主な審議会等の状況（総務部平成26年10月～12月）と記載されています資料になります。

今期に開催しました審議会は高知県公益認定等審議会のみです。11月21日に開催をしまして公益財団法人高知県消防協会ほか1法人の変更申請について答申が決定されております。私からは以上です。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎明神委員長 初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎岡村行政管理課長 まず、第1号議案、平成26年度高知県一般会計補正予算のうち、当課の所管分について御説明を申し上げます。資料②「平成26年12月高知県議法定例会議案説明書（補正予算）」の10ページをごらんください。当課の歳出に係る補正です。6目の行政管理費に関して4億703万9,000円の増額補正をお願いしております。このうち、右端の説明欄にございます1番の一般管理費が時間外勤務手当の関係ですが、4億174万6,000円です。この一般管理費につきましては、知事部局全体の時間外勤務手当等に係る

予算額を当課で一括して計上しているものです。

本年度は、南海トラフ地震対策、産業振興計画の推進などに加えまして、台風災害への対応などによりまして当初の見込みを上回る時間外勤務が発生をしたため、時間外勤務手当の増額補正をお願いするものです。

次に、当課が所管をします条例議案について御説明を申し上げます。議案補足説明資料の赤ラベル、行政管理課の1ページをごらん願いたいと存じます。

まず、第8号議案高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案です。

まず、1番の条例改正の目的は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定をしようとするものです。

次に、2番の主要な内容です。(1)として、一般職の職員の期末手当の引き上げ割合に応じて期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げることとしております。これは後ほど第10号議案で御説明を申し上げますが、今回一般職の支給月数につきまして、人事委員会の勧告どおり現行3.85月を改正後3.95月とすることに応じて議員の皆様及び知事等の期末手当の年間支給月数に関して、括弧書きの計算式のところにございますとおり、一般職に係る改正の割合を基本として0.05月の単位で改正を行うという従来の考え方によりまして、現行の支給月数2.90月を2.95月に0.05月引き上げるものです。また(2)としまして、この0.05月は12月期の期末手当で引き上げることとしております。

最後に、3番の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用することとしております。

続きまして、3ページをごらんください。第9号議案高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案です。

まず、1番の条例改正の目的は、議会の議員、知事等、行政委員会の委員等及び出頭者、鑑定人等に支給する旅費のうち、宿泊料につきまして政務活動費に係る宿泊料の見直しなどを踏まえまして、現行定額としているものを実費額とする等、必要な改正をしようとするものです。

なお、ここにございます出頭者、鑑定人とは、県の依頼に応じて公務の遂行を補助するために旅行していただく方々のことです。

次に2番、主要な内容です。(1)として、議会の議員、知事等、行政委員会の委員等及び出頭者、鑑定人等に支給する旅費のうち、宿泊料につきまして、現行の定額支給を改め、現行の額を上限に実費額による支給を原則とすること。また(2)としまして、議会の議員の皆様は宿泊料につきましては議長が定めるやむを得ない事情があるとき、その他の者の宿泊料につきましては知事等が定めるやむを得ない事情があるときは、上限額を超える額を支給することができるとする改正を行うものです。なお、内国旅行における宿泊

料につきましては、職の区分別、宿泊地別の上限額を表のとおりお示しをしております。それぞれ現行の定額を上限額としております。

続きまして4ページをごらん願いたいと存じます。外国旅行における宿泊料に係る上限額の表をお示ししております。

最後に、3番の施行期日につきましては平成27年4月1日としております。

続きまして、5ページをごらん願いたいと存じます。第10号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案です。

まず、1番の条例改正の目的は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月14日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿いまして職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものです。

次に、2番の主要な内容につきましては、すべて人事委員会の勧告どおりです。(1)番の期末手当及び勤勉手当につきましては先ほど申し上げましたけれども、一般職員の年間支給月数を3.85月から3.95月へと0.10月引き上げるものです。この0.10月につきましては表にお示しをしておりますが、平成26年度におきましては、12月期の列をごらんいただきますと、勤勉手当の支給月数に関して、現行0.65月を改正後の平成26年度は0.75月、また、平成27年度以降におきましては、6月期と12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.70月とすることで引き上げることとしております。なお、表の下に注書きをしておりますとおり副部長級以上でございます特定幹部職員につきましては、一般職員と同様、年間の支給月数は3.95月としまして、6月期、12月期ともに勤勉手当の支給月数は期末手当の0.2月を振りかえたものとなっております。また、その下に記載をしておりますけれども、再任用職員の期末勤勉手当につきましては現行2.025月を改正後2.075月へと0.5月、それから特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当につきましては現行2.910月を改正後2.985月へと0.075月それぞれ引き上げることとしております。なお、この特定任期付職員及び任期付研究員につきましては該当者はありません。

(2)番の初任給調整手当につきましては、医師や獣医師など採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対しまして、一定の期間支給することとしている手当ですが、表にお示ししておりますとおり、医師、歯科医師に対する支給月額の限度額につきましては国家公務員の改定に準じて現行41万900円を改正後41万2,200円に引き上げること、また、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職につきましては、現在該当者はありませんが、支給月額の限度額に関しまして現行6万6,900円を改正後6万7,100円に引き上げること、さらに獣医師につきましては、本県における採用の困難性を踏まえまして、人材確保の観点から支給月額の限度額に関しまして現行3万円を改正後5万円に引き上げるとともに、支給期間につきましても現行の採用の日から10年以内を、改正後は採用の日から15年以内に延長をするものです。

次に6ページをお開きください。(3)番、地域手当につきましては民間の医師の給与水準等を踏まえて支給することとされております医師特例に係る支給割合に関して、こちらも国に準じて現行100分の15を改正後100分の16に引き上げるものです。

(4)番、管理職員特別勤務手当です。現行では管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要によりまして、やむを得ず週休日等に勤務した場合に支給することとされているものですが、今回、国におきましては、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要によりまして、やむを得ず平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務1回につきまして6,000円を超えない範囲内で支給することとしたことに準じて同様の改正を行うものです。

次に、(5)番の単身赴任手当につきましては、アとして、国が、民間における状況等を踏まえて単身赴任手当の基礎額に関して現行2万3,000円を改正後3万円に、それから職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている加算限度額ですが、現行4万5,000円を改正後7万円にそれぞれ引き上げるとともに、イとしてこれまでは支給対象としていなかった再任用職員に対して支給することとしたことに準じて同様の改正を行うものです。

最後に、3番の施行期日等につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行することとしておりますけれども、平成26年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものにつきましては、公布の日から施行し平成26年12月1日から適用することとしております。なお、(3)番の地域手当及び(5)番の単身赴任手当につきましては、国に準じまして、平成30年4月1日までの間に段階的に引き上げることとしております。

以上で、行政管理課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土森委員 久々の値上げということで、これも我がほうから言うとアベノミクス効果かなと思うわけです。ただ、ボーナスは引き上げるということ、給料は上げないということだと説明を聞いてわかったんですが、これは県の勧告どおりなんですよ。

◎岡村行政管理課長 さようでございます。人事委員会の勧告どおりです。

◎土森委員 今、市町村自治体がいろいろと給与改定もしていますね。ボーナスを県以上に上げたり、月給を県の勧告どおりにせずに上げたりしているところがあります。これはどう判断すればいいんですか。

◎成田市町村振興課長 市町村の給与につきましては、県内34団体のうち県準拠としております団体が24団体、それから国準拠としております団体が10団体ございます。土森委員からお話のありました給与改定を行ったりボーナスをふやしたりというところは、いずれも国の人事院勧告に沿った形で改定をしております。県準拠の24団体につきましては県と同様に給与改定は行っておりません。それから、ボーナスの上げ幅も県の人事委員会勧

告と同様の0.1月ということになっています。

◎土森委員 なぜかと言うと、四万十市なんかも県の勧告どおりに上げてないということもありまして、これは各市町村でばらばらということですか。今、説明があったように県の勧告と国の勧告に違いがあるようですね。その辺、国の勧告も、地方では民間が非常に厳しいということで、それぞれ、そういう状況に合わせて給与改定をせよということに入っているように思いますけれど、それはどうなんですか。

◎岡村行政管理課長 まず国の人事院の勧告ですけれども、公務と民間との格差がこの4月1日比較で0.2%、金額で1,090円、民間が高かったという調査の結果が出たようです。それに基づく引き上げの勧告が行われたと。他方、高知県の場合は、その格差が293円、0.08%であったということで、民間が高いけれどもその格差が小さいということで人事委員会からは引き上げの勧告がなかったとお聞きをしております。

◎小谷総務部長 人事院勧告と人事委員会勧告、それぞれ、今、行政管理課長が答弁しましたように、ちょっと違うんですけれども。今、御指摘のあった、人事院勧告で、多分、民間の給与が地方部では特に低いということ、あわせまして、今年度分についての引き上げと給与構造改革で全体的に民間の給与が低いところに合わせる引き下げの給料の改定プラス地域手当で高いところには積んでいくということも勧告されております。高知県につきましては、今、民間と均衡しておるということで、今年度の引き上げの改定もなかったけれども、給与構造改革に伴う引き下げもするに及ばないということで勧告をいただいております。県はその人事委員会の勧告どおりの改定案ということで、条例でお示ししているものです。

◎土森委員 県の人事委員会の勧告どおり、それと国の勧告どおり。これは給与を上げているところは、いいとこ取りばかりやっているということですか。

◎小谷総務部長 先ほど市町村振興課長が答弁しました10団体も、組合との交渉等の関係もありますので時期はばらばらですけれども、今、申しました今年度の引き上げプラス全体的な引き下げを一緒にやっている団体と、交渉を受けて3月議会で引き下げを行う団体等があります。今のところ引き下げる予定はないと聞いている団体もございます。

◎土森委員 こうなってくると注目する市があつて、高知市。県もそうですけれど、他の市町村も給与カットをずっとやってきました。そのときに、高知市がやったのかどうなのか。調べてみたらやっていない。高知市には相当、県からナイター設備だとか、教育費だとかいろんな支援をしています。これを考えたときに、みずから努力をせずに県にいろんな援助をしてもらおうと要請していますが、そんなことがあつてはならないと思うんです。高知市のラスパイレス指数は県と比べてどうなっているんですか。

◎小谷総務部長 各市町村は、それぞれ議会でお決めになりますけれども、確かに、昨年度、国で給与カットを行う。それで、地方もそれに準じた措置をとということで交付税もあ

わせて減額されたこともありまして、ちょっとそのやり方はどうかと思いますけれども、県においても、議会の議員もですけれども引き下げということにしまして、その分、幼稚園・保育園の高台移転に使うということで減額した分を基金に積むということを県はさせていただきました。国との比較でいくと、県はラスパイレス指数でカット後と比べますと国を下回る水準にしております。99.7という数字になっています。県内の市町村の対応はまちまちでして、同じように引き下げているところもあります。高知市におきましても、交付税の減った計算などをして、若干引き下げておりますけれども、国の給与カット後と高知市の給与カット後で比べると、高知市がラスパイレス指数100を超えて105ぐらいになっている事実はございます。一部引き下げたんですけれども、その引き下げの計算が限定的だったために105となっています。県内ではそのほかにも幾つか引き下げてない市町村はございます。

◎土森委員 県が99.7、高知市が105。こうなってくると、県の職員は一生懸命県勢浮揚に向けて努力しています。本当にずっと見ていて大変な努力をしてきたと思います。南海地震対策とかいろいろな問題があつて。けれど高知市がこういうことでは県の職員はモチベーションが上がらませんよ。もう少し高知市は考えてもらわないといけません。県から何の財政支援もしてないということなら別ですよ。特別にいろいろやっていますから。ほかの市町村にこういうことをやっている市町村はないんだから、やはり県の立場で高知市に強く給与の適正化を求めていくことも必要ではないかなと思います。どうですか。

◎小谷総務部長 県の場合は、これまで財政が非常に厳しいときがございまして、給与関係も職員にとってかなり厳しい方向での見直しをしております。例えば、級別というランク別の定数の管理とかいうのもかなり厳しくやっております、その結果、本県のカットとかがないときのラスパイレス指数も昨年度98.6で、今年度、多分それがまた下がるということになっています。そういった状況と国の先ほど申しました全体的な引き下げを見たときに、人事委員会から改定する必要はないという勧告をいただいております。これと同じ状況に市町村があるのかどうかという話は、ラスパイレス指数の状況とかなどを見て判断していかないとはいけません。先ほどおっしゃられた、国と一緒に上げるのならば、その給与構造改革をするかしないかを判断いただいて、県の運用と同じことが市町村にも当てはまるのか、住民の方々にちゃんと理解していただけるかをきっちり見た上で今回対応してほしいということは、市町村の担当者を集めた会などでも話しております。市長会の場などで、私もそういう話はさせていただきました。今回、公務員にとって非常に厳しい勧告が人事委員会から出たので、どの市町村も非常に考えられたとは思っています。そういう話とか、今回、人事院においてそういう改定をされたのも、特に地方部において公務員は恵まれているという意識があるのは事実だということで、その民間の給与をきっちり見ましようということで、人事院で対応されたので、その趣旨等から見て住民の方々

からちゃんと理解が得られるようにしてくださいという助言はしてきたつもりです。ただ、今の段階ではまだ組合交渉等もあり、結論が出ていない団体等いろいろありますので、そこについては、きっちりと今回の趣旨などをもう一度話はさせていただきたいと思います。確かに、県職員のモチベーションのこと等ございます。市町村と連携して県勢浮揚に取り組んでいかないといけないので、当然市町村と一緒に補助をしていったり、市町村の取り組みに対する支援とかもさせていただきます。そういった段階でもきっちりとそういった事前の話はさせていただきたいと思います。国準拠は必ずしもいけないという話はないんですけれど、今、委員がおっしゃったように、いいとこ取りになると、これは説明できません。それぞれの市町村においても、当然議会のほうでいろいろと議論いただいた上での形となりますので、その前段として、きっちりと人事委員会の勧告の考え方、それから県の人事委員会の勧告の考え方、なぜ人事院とは違う勧告が出たかというあたりなど丁寧に説明をさせていただきたいと思います。

◎土森委員 ラスパイレス指数で5%も違うわけですから、これは本当にすごい数字です。それと、34市町村、県が協力してやっていかないといけない。これは南海地震対策にしてもそうですし、今からまだまだお金がかかる。そういう状況の中で、やはり身を切る努力をしないと、市民感情から言ってもそれは余りよろしくないと思うので、よくその辺は指導しておいていただきたいと思います。

◎中内委員 この宿泊料は実費ということですが、県の職員もそうですけれど、食費に対する助成は一つもないですか。

◎岡村行政管理課長 宿泊料の中に食費に相当する部分が含まれているということです。

◎中内委員 そうじゃないでしょう。

◎岡村行政管理課長 失礼しました。宿泊料と別に宿泊諸費というものがございます。他県や国で言いますと、宿泊料を本県の場合、その4分の1相当を食料相当とみなしまして、宿泊諸費ということで、こちらは定額のままで。

◎中内委員 県の職員に聞いてみますと、赤字になるという実例があるようですが、それはどうなっていますか。

◎岡村行政管理課長 例えば、東京都の特別区に宿泊する際ですけれども、議員の皆様を例にとらせていただきますと、宿泊料1万2,900円が今回の上限額、現行の定額です。それに対して、先ほど申し上げた宿泊諸費が4,400円です。ですから、食料見合いということになりますと、こちらの4,400円ということになるかと思いますが。

◎中内委員 解釈したらそうなるかもわからんけれど、実際に出張している者はそういう解釈をしてないですよ。宿泊がいくらであっても食費は0円という計算で、出張したら赤字になって自分で銭を出して物を食べないといけないというのは事実のようですから、その辺はもっと調べてちゃんとしてみてください。

◎小谷総務部長 例えば、ホテルで1泊朝食つきとかいったときに、こういうところがきいてきて払うということになります。例えば、私の場合でいけば、夜とかついつい飲んでしまいますので、それは、定額の数百円というのじゃ足りないのは事実ですけど。

◎中内委員 出張したら飲みたいときもある。それはそれで結構だと思うけれど、それすらようしない人もいるから、もうちょっとそういうことは穏便に計らってもらったほうがいいと思います。

◎小谷総務部長 旅費の取り扱いは、基本的には国家公務員などを見て決めています。今回、宿泊料を定額から実費に変えるというのは国とかよりもさらに進んだ対応になっております。この宿泊諸費については、国と同じ規定ではございますけれども、実態において、どこまで住民の方の理解を得られるかというのもありますけれども。

◎中内委員 私が聞いている範囲内では、そういう感じがあるから、一遍、面倒だけどアンケートでもとってみてください。それは人事院がこうだから、国がこうだからということではなしに、地方は地方の行政のやり方というものがあろうと思うから、その辺も考慮してもらいたいと思います。

◎小谷総務部長 今回、知事等、それから議員の皆様等について実費に変えるということです。職員についてはシステムを変えたときに実費制になっておりまして、その中で入ってくるのはその宿泊料だけで、これは国の職員であれば定額でして、例えば安いところに泊まれば、その分でちょっとということもできるんで、それができないところで今、委員が御指摘のような話があるかと思いますが、これは実態についてという話でしたので、そういう声も確かに胸に手を置いて考えたときにわからないでもないですが、なかなか難しいかと思います。実態について、少し勉強させていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 10ページの補正予算の関係で、時間外手当を4億円余増額して見まして、災害対応の部分が多くあると言いました。災害対応分でどれぐらいかと、年度当初に見込んでいた分がどれぐらい増額になるのか、そこを分けて示してもらいたいのと、もう一つは、災害対応でそれだけふえてくると36協定の延長の問題もあろうと思うんですけども、今どれぐらい見込まれているのか。延長しなければならない職場と時間数とか、そこら辺を教えてください。

◎岡村行政管理課長 まず、災害関係での時間外勤務手当というお尋ねですけども、正確に災害関係と災害関係以外とを分けているということではないです。例えばということで行きますと、台風が起きました8月だけで昨年度と比べますと6,000万円ほど時間外勤務手当が増加しております。これは平成25年8月と比べますと2倍ほどになる数字です。4月から9月までの上半期の実績で見ましても、平成25年度と比較しますと2割ほど増になっておりますため、災害の関係がこうしたことに影響していると思っております。

それから36協定の延長協議につきまして、今手元に数値がございませんが、今のところ

ろは、例年と比べて大幅に 36 協定の延長協議件数が増加しているというのはまだ。ただ今後、災害査定、それから復旧事業の進捗に応じて、若干協議件数はふえてくるものと思われます。ただ、現状では大きく動いてはないという感覚です。

◎坂本（茂）委員 本来、時間外は縮減しようということで、毎年、副知事通達とか出して取り組まれてきているわけですが、災害分をのけたときに通常のベースでそれは増加傾向にあるか、減少傾向にあるかというのは、ことしで言えば、そこら辺はどんな感じですか。

◎岡村行政管理課長 災害を除きますと、昨年と比較しますと、年度当初から若干の増傾向で来ているかと思います。もちろん縮減の取り組みとしまして、先ほど委員がおっしゃられた副知事通知に基づく取り組みなどもさまざま行っておりますけれども、そういった状況です。

◎坂本（茂）委員 災害対応も含めて、ぜひ職員の健康管理面は十分配慮してあげていただきたいと思います。

それと、先ほど土森委員が指摘された部分で確認をしておきたいのは、1つは、県として、それぞれ市町村の実態がある中で、部長は助言していく姿勢ということで、県と市町村の関係で言うと指導ということにはならないので助言ということだと思います。

その点と、もう一つは、県の職員は自分たちの給与が引き下げられるとなると、そのことによって、指摘されているように県勢の浮揚に向けて、日々、さっきの時間外の問題もあるように増加傾向にある中で、大変頑張っている。そんな中でも給与をカットされるというふうになってくると、そのことによってモチベーションが下がるということはあると思うんですけども、例えば、市町村が人事委員会の対応によって、県と違う対応がされたということで、県の職員のモチベーションは下がるかと受けとめられているのかどうか。その辺、2点。

◎小谷総務部長 地方自治法上、指導の権限がございません。権限があれば、もっと強く指導している可能性もありますが、とりあえずは考え方をきっちり助言ということで説明しています。一番大事なのは、住民の理解が得られるかだと思います。

今回、国全体が民間の給与水準に合わせて、給与構造改革を行うという話をして、ただ、実際民間の給与が高いところについては地域手当を積みましょうということでベースを引き下げられた。それと、その市町村の団体の置かれた状況がどうかということを見たときに、住民の理解が得られるためには、考え方がちゃんと説明できなければいけないので、我々としては、それぞれの議会、住民に説明できるように、きちんと整理しています。安易に国と一緒に、県と一緒に、しかも引き上げるところは国と一緒に、それ以外のところは見ませんというのでは理解がもらえないと思いますので、そういったところはきっちり説明してくださいという助言をさせていただきます。それが一つ。

それからモチベーションですけれども、例えば今、給与カットのときに県はカットしたけど市町村がしていないからモチベーションがどうかといったときに、県職員は非常に厳しいお話をさせていただいて、最後は組合との交渉でも妥結には至りませんでした。もともと国のやり方がおかしいと思っていますけれども、その中で、交付税が実際に減っている分をカットさせていただきたい、ただ、そのお金を何に使うかというところをちゃんと職員の目に見えるように、保育所・幼稚園の高台移転を、一番緊急に進めなければいけない課題だということで、それに使うように基金という形で明瞭にしますということで、職員には非常に厳しいお願いを去年させていただきました。それについては、一定の職員の理解を得ていると思います。それで、どうのこうのということはないと信じたいですが、そこはいろいろあるというのと、例えばですけれども、今度、県市で図書館を一緒につくりまします。司書とか席を並べて仕事をするんですけれども、県の職員はボーナスがこれだけです、市の職員はこれだけですよといったときに、それがモチベーションに全く影響がないかと言われると、それは機械じゃなくて人間が仕事をしますので、何らかの影響があるんじゃないかとも考えられます。別にそのためにやるわけではないですけれども、一定の影響はあるんじゃないかと、それは正直思います。

◎池脇委員 条例議案9号について確認をしておきたいんですが、定額になって、上限の額は消費税込みの額ですか。

◎岡村行政管理課長 さようでございます。消費税込みです。

◎池脇委員 議長あるいは知事等がやむを得ない事情がありこの上限を超える場合には、知事はどういう対応をとられるのか。

◎岡村行政管理課長 まず、今想定しているケースですけれども、一般職も現行こういった規定がございます。代表的な例としましては、会議とか研修といったものが開催される際に、主催者からあらかじめ宿泊施設が指定をされ、他の宿泊施設を利用することができない個人の選択の余地がないケースにつきましては、知事部局であれば伺い決裁の形、あるいは人事委員会にあらかじめ包括的に承認をもらっておく形、何らかの承認を決定しておきまして、あとは事務的に上限を超える額を、領収書に基づく精算を行うということです。

◎池脇委員 例えば、季節あるいはオリンピックとかそういう開催時期なんかに宿泊をとる場合に、通常の宿泊の額が高騰している場合があると思うんですけれども、そういう場合はどうなんですか。

◎岡村行政管理課長 個別のケースにつきましては、個別で判断していくことになろうかと思っておりますけれども、基本的な考え方としましては、単にその上限額の範囲内で利用できる宿泊施設がないということであれば、そこはやむを得ない事情であると考えられるのかなと思っております。

◎池脇委員 知事が、他に宿泊がないというので高いところを選択された場合に、復命書というか報告書にその理由を明記するんですか。

◎岡村行政管理課長 基本的には前段に、他の宿泊施設が利用できないという事情を考慮した上で、上限を超えられるかどうかの判断をしていくことになるかと思います。

◎池脇委員 それぞれの消費税込みの額ですけれども、この額の妥当性、根拠は何に基づいてされているのか。特に知事等については、身の安全性に配慮しなくちゃいけないので、安全面の行き届いている宿泊場所というのは確保されなくちゃいけない。ある程度限定をされると思うんですけれども、それに対してこの額の妥当性の根拠。

◎岡村行政管理課長 金額の根拠ですけれども、基本的には国に準拠しております。知事や議員の皆様の場合におきましては、金額の単価は、国の指定職、事務次官ですとか、人事院の総裁、会計検査院の総裁といったクラスとの均衡で設定しております。なお、東京都の特別区につきましては、本県独自ということで、国よりも一定高い金額を設定させていただいております。国務大臣よりも高い金額を設定させていただいております。

◎池脇委員 東京で仕事をする人はわざわざ東京のホテルに泊まる必要がないですから、そこは余り相関性はないと思うんです。地方から東京に行って泊まる人にとっての問題ですから、その比較は少し疑問が残るんですが。

◎岡村教育政策課長 もう一つの目安としまして、他の都道府県との比較ということで行きますと、例えば知事や議長でありますと、東京都の宿泊料が1万6,000円弱です。

他方、本県は、先ほどの宿泊料と宿泊諸費を加えたものが、他の都道府県では宿泊料になりますので、その1万6,000円弱に対応する金額として1万7,300円といった金額になっております。国に準拠する形と、それから他の都道府県をにらみながら、現行の金額を設定させていただいております。

◎池脇委員 仕事で行くわけですので、限られた時間内に仕事をする。そうした場合に、目的地の周辺の宿泊所を探すというのが通常です。しかし、そこに適切な場所がなくて、上限を超えてしまう場合には理由になるんですか、ならないんですか。

◎岡村行政管理課長 現行、一般職の取り扱いにおきましても、宿泊予定地に他に宿泊施設がないということになりますと、特別な事情という整理をしております。

◎塚地委員 5ページで御説明をいただいた第10号の初任給の調整手当ですけれども、医師または歯科医師で改正後、支給限度額が引き上がっていますが、現状で支給されているのは、もう限度額で支給されているのか。

◎岡村行政管理課長 これは年数の経過とともに逡減をしていく仕組みになっております。人数的に申し上げますと、医師、歯科医師で、現在知事部局におきまして23名が支給対象となっております。獣医師は22名です。

◎塚地委員 ある意味、高知県に就職していただきたいという他県との採用の競争ですね。

そういう中で、他県との比較で言うと、皆さん、ベアの部分があるので、その部分での医師の給与の問題があらうかと思うんですが、そこはどうですか。

◎岡村行政管理課長 まず医師につきましては、国に準拠した金額にしております。他の都道府県においても多くは国準拠であらうかと思っておりますので、その点はほぼ同様の水準であらうかと。他方で、獣医師につきましては、各都道府県でさまざまな取り扱いをしております。この条例議案をお認めいただきますと、金額的な水準で、北海道、富山県に次ぐ、全国で3番目、中四国では1番といった水準になってまいります。

◎塚地委員 獣医師の確保もなかなか難しいところなので、最大限の条件整備をして来ていただける形をとっていただきたいと思っております。先ほど聞くと、中四国の中では1番の条件ということにもなっているようなので、ぜひそこはさらに推し進めていただきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 さっきの私に対する部長の答弁の中で、例え話のときに、余りにも誇張した表現はしないように。これだけ違うというそんな実態にあるのかどうかということと、もう一つは、そういうこと言われるんだったら、県庁の中で、席を並べて仕事をしている非正規の皆さんがどんな思いをしているのかということにも配慮した、今後の処遇の改善を私は求めておきたいと思っております。

◎小谷総務部長 これぐらいがどれぐらいかは別として、国準拠であれば期末・勤勉手当を合わせれば4.10月です。高知県は3.95月になりますので、今回の改定によりまして、国と県職員との間では期末・勤勉手当の格差が0.05月広がっております。0.15月の違いということになっております。それだけは申し上げておきます。これがどうかというのは、とらえ方でしょうから。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎明神委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎森下職員厚生課長 右肩②「議案説明書（補正予算）」の14ページをお願いします。当課所管の補正予算につきましては、人件費以外ではこの繰越明許費のみです。福利厚生施設整備費の2億2,424万円は職員住宅の改修工事費です。この事業は若い職員の増加に伴いまして、高知市内では新規採用や人事異動の際に単身用住宅に希望しても入居できない者が少なくないといった状況がありますので、老朽化しています神田住宅2棟のうち1棟24戸を世帯用から単身用住宅に改修するものです。9月に主体工事の入札の公告を行いましたが、応札する業者がなかったことから年度内の完了が見込めないため、事業費を繰り越さざるを得なくなったものです。繰り越しをお認めいただき、再度入札を実施したいと考えております。

説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 その地域で言うと割と高い建物、4階建てですか。

◎森下職員厚生課長 4階建てです。

◎塚地委員 その屋上部分をつくる規格にはなっていないんですか。例えば、住民の皆さんが避難できるような対応になっているかということですね。

◎森下職員厚生課長 今回の工事は、基本的な建物の部分は残したまま既存の住宅を活用して改修する構造です。現在、屋上を利用するような住宅にはなっておりませんので、そういった改修は計画しておりません。また神田住宅の所在地につきましては、浸水予測の中では浸水区域の中に入っておりませんので、申し添えさせていただきます。

◎塚地委員 浸水予測の地域には入っていないけれども、この間の豪雨のときなどのこともあって、鏡川の南岸の地域になるので、住民の皆さんからはそういう期待の声も上がっていきまして、できたらなと思っておりました。もう一つの建物もつくりかえることも今後は可能性としては出てくるんですか。もう老朽化したもの。

◎森下職員厚生課長 もう1棟につきましては、今回の改修の状況を見て、今後考えていきたいということで、現在のところ具体的な計画はございません。

◎塚地委員 わかりました。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈財政課〉

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎山本参事兼財政課長 一般会計補正予算につきまして、財政課所管分について御説明をさせていただきます。右上②「議案説明書」の16ページをお願いします。

まず、補正予算の歳出について御説明をさせていただきます。歳出に関しましては、財政費の人件費以外で申し上げますと、16款の公債費と17款の諸支出金の補正がございます。まず、16款の公債費の1公債費、1元利償還金ですが、県債管理特別会計の繰出金につきまして財源更正を行いたいと考えております。こちらにつきましては、土木部の住宅課におきまして、歳出補正予算の財源として県営住宅使用料が増額になることに伴いまして、県債管理特別会計の繰出金の財源の同使用料を減額させていただきたいというものです。次に、17款の諸支出金、3公営企業支出金ですが、1電気事業会計支出金を39万8,000円、また2工業用水道事業会計支出金を2万4,000円それぞれ増額し、また3病院事業会計支出金を515万6,000円減額したいと考えております。いずれも各会計における人件費の補正に伴うものになっています。

次に15ページをお願いします。歳入の補正について御説明をさせていただきます。

8款の使用料及び手数料ですが、こちらは歳出で御説明しましたけれども、元利償還費の財源となります県営住宅使用料を減額したいというものです。

このほか、繰入金ですけれども、今回の補正予算全体に必要となります一般財源ということで、財政調整基金繰入の増額をお願いしたいと考えております。

以上が補正予算です。

次に、条例その他議案について御説明をさせていただきます。右上③（条例その他）議案の 29 ページをお願いしたいと思います。第 17 号「平成 27 年度当せん金付証票の発売総額に関する議案」です。宝くじにつきましては、当せん金付証票法の規定によりまして、県議会の議決をいただいた金額の範囲内で、総務大臣の許可を得て各都道府県が販売をすることになっておりまして、例年この時期に翌年度の発売総額の議決をお願いしているものになっています。具体的な来年度の発売総額につきましては、全国自治宝くじ事務協議会で全国の発売の計画額が毎年決められておりますが、そちらが 2.7%減少しているということなども踏まえまして、前年度比 10 億円減の 80 億円ということで来年度の設定をしまいたいと考えております。財政課からの説明は以上です。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎菊地税務課長 税務課が提出しております議案は、平成 26 年度補正予算案です。

まず、平成 26 年度一般会計補正予算案から御説明を申し上げます。

資料②（補正予算）議案説明書の 18 ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入のほうですが、地方消費税清算金です。地方消費税は、国が消費税と合わせて徴収して都道府県に払い込みを行いまして、その後、最終消費地の都道府県に税収を帰属させるために、商業統計や人口・従業者数などを基準としまして、消費に相当する額に応じて都道府県間で清算をしております。このページに記載しておりますのは、清算によりまして、高知県が他県から払い込みを受ける額となっておりまして、17 億 6,000 万円余りの増額ということになっています。この清算の対象となります額ですが、前年度 12 月から 11 月までに他の都道府県に国から払い込まれた地方消費税収額でして、全国における景気回復の影響、また消費税率引き上げ前の駆け込み需要の影響などが本県よりも他の団体において大きかったと見られることなどから、全国の地方消費税収の実績額が、本県の地方消費税収の実績額に比べ大きな伸びとなっています。このため清算の対象となる他の都道府県に払い込まれた地方消費税の実績が当初の見込みを上回っておりますことから、増額補正をするものです。

次に、歳出について御説明を申し上げます。19 ページをお願いします。

まず、人件費ですが、こちらは先ほど部長から説明がありましたので省略をさせていた

だきます。

次に、納税促進費のうち、個人県民税徴収取扱費市町村交付金です。個人県民税は市町村が市町村民税と合わせて賦課徴収しますことから、地方税法の規定によりまして、県は県民税の事務を行うために要する費用を保障するために徴収取扱費を市町村に交付するものです。市町村が納税者に還付を行います配当割株式譲渡所得割の控除未済額などが増加したことによりまして2,300万円余りを増額するものです。

次に、地方消費税清算金です。こちらは、地方消費税の都道府県間での清算に際しまして、高知県が他県へ支払います清算金です。地方消費税清算金収入と同様に1億5,000万円余りの増額となっております。

最後に、地方消費税市町村交付金です。地方消費税は、都道府県間での清算後の額の半分を市町村に交付することとされておりまして、地方消費税清算金収入の増加によりまして、交付金につきましても8億8,000万円余りを増額しようとするものです。

以上で、税務課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。「職員の懲戒処分について」、人事課の説明を求めます。

〈人事課〉

◎澤田人事課長 お手元の総務委員会資料、総務部の報告事項です。赤いラベルで人事課のインデックスがついております1ページをお願いします。冒頭に部長から申し上げましたが、昨日12月17日付で2名の職員を懲戒処分としましたので御報告をします。

まず1件目、「傷害事件」に関しての懲戒処分です。処分を受けました職員は、土木部中央東土木事務所本山事務所、技師、岡林耕平31歳です。処分の事由は、本年11月3日午後10時16分ごろ、自宅において酒に酔っていた父親と生活様式の違いや父親所有のパソコンを廃棄していたことで口論となり、父親の顔面を数回殴るなどをした上で、床に倒れた父親をけるなどの暴行を加え、全治約1カ月間を要する肋骨、鼻骨の骨折などの重傷を負わせたものです。親子関係におきまして、いかなる事情があったとしても暴力をもって相手を押さえ込むことは許されるものではなく、率先して法を遵守する立場にある公務員としてあるまじき行為であり、職員全体の名誉と信頼を損なうばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大です。この行為は、職員の信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第33条の規定に違反するものであることから、

処分の内容としましては、昨日付で停職1年間の懲戒処分としました。この職員には、定期的に日常の生活状況や心境を報告させることにより一層の反省をさせることとしております。

次に2ページをごらんください。2点目の「不適切な事務処理等」に関する懲戒処分です。処分を受けた職員は、現在、土木部に在籍する主任です。処分の事由は、昨年度、健康政策部に在籍している間に、複数の不適切な事務処理や対応を生じさせたものです。この職員に対しましては、平成24年度にも不適切な事務処理や対応があったことから訓諭の措置を行っておりましたが、再度このような事態を引き起こしたものです。不適切な事務処理や対応を具体的に申し上げますと、特別障害者手当、障害児福祉手当の認定請求書を受領しながらも、必要な事務処理を行わずに放置したことによって手当の支給を遅延させたものが6件。この事務処理の遅延に伴う療育手当の重複支給が1件。障害児福祉手当受給者の有期認定、期間の定めがある資格要件の再認定の手続ですけれども、こちらを怠ったものが1件。特別障害者手当の重複支給1件。書類の誤廃棄1件。そして所属から個人情報を含む大量の電子データを持ち出し、自宅のノートパソコンに電子データを複製し所持していたというものです。これらの行為は職員の信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものですので、処分の内容としましては、昨日付で戒告の懲戒処分としました。なお、事務処理の遅延が生じた手当の支給につきましては、請求のとおり手当支給の認定がなされ、支払いが既に行われております。持ち出されました個人情報を含む大量の電子データにつきましては、ノートパソコンを回収の上、電子データの消去を行いました。個人情報の外部への漏えいは認められませんでした。また、平成25年度当時に職員を管理監督する立場にあった職員3名を文書注意としました。

改めて、県民の皆様におわびを申し上げますとともに、今後はすべての職員に対しまして、綱紀の粛正と法令の遵守、適切な事務処理等について徹底をして、県民の皆様の県政に対する信頼の回復に努めてまいります。

私からの報告は以上です。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎加藤委員 率直に申し上げてどちらも軽いなという印象が否めないのかなと思います。委員会でいろいろと処罰の御報告はいただいています。そのたびに我々、苦渋な思いで報告も聞いていまして、例えば飲酒なんかで言うと、本当に厳しいなと思いつつも、しっかりと制度に従ってやるという意味で今まで報告を受けてきたわけですが、飲酒と比べても1件目の暴力行為は、本当にこれは重いというよりも、何でこれで停職1年間なのかなと率直に思うわけです。この根拠はどういうところから停職1年間になっているんですか。

◎澤田人事課長 まず、今回の案件につきましては、暴力行為により身体的に傷害を与え

たもので、全治約1カ月という大けがを負わせたものであったこと。また、この職員につきましては、新規採用時に十分な理由の説明もないまま職務命令として参加が必要な新規採用職員の合宿研修に参加せず、文書注意の措置を受けていることがございます。その一方で、刑事罰でも失職となる懲役刑や禁錮刑に至らず罰金刑でとどまったこと。また、最近の勤務ぶりではかなり改善をしてきておりまして、対外的にも目立ったトラブル等もなくなっておりまして、素直に上司の指示等には応じ業務に取り組んでいるということなども考慮して処分を判断したものです。今後の反省を踏まえた改善に期待しているところです。

◎加藤委員 入って早々に合宿に行かないというのは、入った当初からこの1件に限らず、いろいろと問題があった職員じゃないかと思うんです。今の御説明で、最近はちゃんと指示も聞いてということでしたけれど、そういう資質の職員を採用しているというのは、どういう御見解ですか。

◎澤田人事課長 入庁当初は職員として、また社会人として未熟な面がございましたけれども、きちんと時間内に仕事自体はやるということで勤めておりまして、今後につきましては、きちんと反省して改善の余地ありと判断をしているところです。

◎加藤委員 直接面識はないですけど、これは本当に反省の価値ありということにふさわしいのかどうかです。新聞報道で見ると肋骨も折れて鼻の骨も折れて、ここを見ると全治1カ月というのは親だからいいものの、ケースによっては殺人未遂が問われてもおかしくないぐらいの重傷にも感じるわけです。だから、反省の余地ありという判断はあったのかもしれませんが、かなり深刻な事件だと思います。ですので、しっかりと採用を含めて対応の改善が求められると思いますけれど、いかがですか。

◎澤田人事課長 今後につきましては、この1年間に定期的に心境とか状況などを確認しながら、反省状況をしっかり見て、また促してもまいりますし、復帰後もきっちり指導をしていって、御懸念のことがないように十分努めてまいります。

◎池脇委員 新人合宿に参加しなかったというのは、どういう理由ですか。

◎澤田人事課長 合宿研修でして、夜間の外出を許可してほしい、あるいは宿泊の際に職員同士、自費で懇親を深める会なども考えておりましたけれども、そういうものにも参加せず外出したいという話がありました。そんなことがございましたけれども、十分な理由の説明というのは、納得できるものはないまま欠席になったと聞いております。

◎池脇委員 県で新人の合宿研修というのは、どういう位置づけになっているんですか。個人のそうした理由で参加しなくても構わないある程度フリーな研修ですか。それとも必須の研修ですか。

◎澤田人事課長 新規採用職員につきましては、新規の県職員として十分意識を高め資質を磨くということがございますので、当然、指名の必須の研修になっております。合宿研

修につきましてもその一部ですので、職務命令として研修に行かせるというものについて欠席をしたということで、職務命令義務違反ということの文書注意を行ったところです。

◎池脇委員 それに対して、御本人は反省をされていたという確認はちゃんととれているんですか。

◎澤田人事課長 そのこのところが入庁当時、職員あるいは社会人としての認識に未熟な面があったと判断しているところですけど、その後、職場で注意をして見ているところでは、職務上大きなトラブルもなく改善の傾向が見られるというところです。

◎池脇委員 あと、もう1件のほうですけども、これは、この方が単にケアレスミスでの対応だったのか、意図が働いていたのか、そのあたりはどのように認識をされているんですか。

◎澤田人事課長 故意とか悪質というところまでは認められておりません。一部失念をしたというところも理由かと思っております。ただ、今回の件につきましては、前年度同様の不適切な事務処理を行ったということで、訓諭の措置も受けておりますので、そのこのところの認識が本人自身もまだまだ不十分であったと考えております。

◎池脇委員 この方は新任ですか。主任となっているから、職員歴は何年の方ですか。

◎澤田人事課長 今回の処分につきましては、戒告処分ということで公表する情報は少し限られておまして、何年というところは差し控えさせていただきます。ただ、主任ということですので、主事、主査、主幹、主任というレベルで言うと、相当の経験はある職員です。

◎池脇委員 経験年数がある方が、これは余りにも件数が多いですよ。単にケアレスミスということで処理できるものなのか。例えば、手当支給の遅延が6件とか、何か同じことを随分重ねています。通常、それぐらい長いこと勤務していたら、この人の仕事ぶりってわかると思うんですけども。これは例えば異動でこのところに入って、そのやり方がよく理解できなかったとかという問題があるんでしょうか。

◎澤田人事課長 この職員は通常仕事の話をしたら、きちんと理解力もあって、このように事務処理の遅滞を招くようなところは感じられなかったところです。ただ多くの業務については問題なく処理が進められておまして、今回のように、部分的に突発的に事務処理の遅延とか漏れといった案件が生じる可能性については、上司としてもなかなか察知が難しかったと聞いております。なお業務につきましては、前年度から変えておまして、前回の処分案件とはまた別の業務の案件にはなっております。

◎池脇委員 個人情報も自宅に持ち帰って、これは自分の業務にかかわる内容の個人情報だと思うんです。だから、昼間県庁でやり残した仕事を自宅でやろうというのでデータを持ち帰ったのか、そのあたりは、本人はどう言っているんですか。

◎澤田人事課長 データの持ち帰りについては、それで個人的に何か利用しようとかいう

趣旨ではなくて、業務を進めるために持ち帰ったと聞いております。

◎池脇委員 時間外で仕事ができるわけでしょう。時間外で仕事をした上で、なおかつ自宅でも仕事をされようという意図だったのか。そのあたりはどう理解しているのかわからないですけど。

◎澤田人事課長 日常的に業務を持ち帰ったというものではございません。異動に当たって、引き継ぎをするのに時間が間に合わなかったということで、持ち帰ったというのが実態のようです。

◎池脇委員 上司がいつも見ているわけですから、サポートがしっかりできていれば、こうした問題はそれほど起きなかったと思うんです。そういう点を踏まえて、これはそのチームの問題だろうと思うので、かかわっている方たちがお互いが漏れがないような対応ができる意思の疎通、情報の共有性を持つべきだと思うので、その点はこれからしっかり対応していくことが大事じゃないかなと思います。

◎澤田人事課長 前年度にそういう事務遅延があった際に、所属の中でも、例えば受付簿を整理してみんなが確認できるようにするとか、いろいろ改善はしたと聞いております。ただ、その受付簿自体にこの者が書いてなかったということがございまして、日ごろ、上司も前の事案がございましたので、この職員に対してかなり注意を払うようにはしておりましたが、再度発生するという事で少し注意がそこまでは及んでなかったということでの、今回、管理監督責任を問うという対応をしております。今後につきましては、まず別の者が受付して、きちんと記載をした上で担当に回すという対応をとると聞いております。

◎池脇委員 こういう個人情報のデータを紛失したり、あるいは簡単に複製をされて外に出ることについては、情報管理についての意識の問題、それから明らかにやってはいけないことができていう状況について危機管理の問題があると思います。このあたりはしっかり対応していただきたいと思います。

◎塚地委員 平成24年度の不適切な事務処理で訓諭を受けて、主任の職で今回のような事態になっていて、一つは人事のあり方として、どういう判断で主任というところに行っているのかということ。この間集中的にこういうことが起きているとなったら、産業医との関係とかそういう側面もきちんと対応をしていただかないといけないんじゃないかなと思うので、そういうあたりが、今後どう対応されていくのかなというのを伺っておきたかったですけれど。

◎澤田人事課長 これまでの担当業務は、前年度にはございましたけれども、過去には、事務処理に少しおくれというか時間がかかる場所があったようではありますが、担当としての業務はしっかりやっておりました。そういう評価をして、主任という形になっておると認識しております。今後につきましては、もちろん二度とこういうことが起こってはな

りませんし、県民にも多大な御迷惑をおかけする案件ですので、上司の者、また周りの者もしっかり注意してサポートしながら対応していくというふうに考えております。

◎塚地委員 今、県庁の職場は物すごく忙しくなっていて、お互いに気を配りながら仕事することもなかなか現場では難しくなっている状況もあるかと思うので、そういう現場に一層負担になることが本当にいいのかということもある。ただ、これから仕事も続けていっていただかないといけないとは思っているので、そこはぜひ配慮もしながらだとは思いますが、この間、急にこういうことが重なって起きてきたということなら、いろんな切り口からきちんとフォローすることが大事だと思うので、ぜひそういう視点からも、その方に対応をしてあげてほしいなというのをお願いしておきたいと思います。

◎明神委員長 ほかにないですか。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎明神委員長 次に、会計管理局について行います。議案について、会計管理局長の説明を求めます。

◎大原会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算につきまして御説明させていただきます。

資料②、議案説明書(補正予算)の151ページをお願いします。

今回、一般会計で1,428万9,000円の減額をお願いするものです。これは、人件費に係るもので、主な理由としましては職員の新陳代謝などによるものです。

続きまして、同じ資料の200ページをお願いします。総務事務センターの給与等集中管理特別会計の補正です。これは各所属の人件費の補正に対応するために行うもので、2億7,300万円の増額をお願いするものです。増額の主な理由としましては、人事委員会からの勤勉手当の改定に関する勧告に対応をするものです。

説明は以上です。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

それでは、昼食のため休憩とします。再開時間は13時とします。

(昼食のため休憩 11時45分～12時59分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告いたします。浜田委員から所用のため少しおくれる旨の連絡がっております。

《教育委員会》

◎明神委員長 それでは、教育委員会について行います。最初に、議案について教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 まず、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事につきまして報告させていただきます。1件目は、公立中学校教諭が授業の空き時間や部活動の休憩時間などに学校の公務用パソコンを使って繰り返し不適切な画像や動画を閲覧していた事案です。当該教諭に対しましては10月31日付で給料月額の10分の1を12カ月減給する懲戒処分としました。

2件目は県立高等学校臨時教員が酒気帯び運転を行い、また、飲酒検知拒否罪により逮捕された事案です。当該臨時教員に対しましては12月12日付で懲戒免職処分としました。

また、12月7日には高知市立小学校教諭が大型量販店で万引きを行い、窃盗容疑で逮捕されるという事案が発生しております。この事案につきましては、現在調査中であり、その内容を踏まえまして厳正に対処してまいります。

子供たちの教育を担い模範となるべく教員が相次いでこのような不祥事を起こしたことは、本県の教育や学校に対する信頼を損なうものであり、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりました。深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。今後、このような不祥事が再び起こることのないよう服務規律の確保について改めて関係機関に対して周知を行い、徹底を図ったところ です。今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の防止に努めるとともに教職員一人一人が教育公務員としての職責の重さを認識し、日々、高い志を持って職務に精励することで県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。12月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、「平成26年度一般会計補正予算」と「条例その他議案」が5件です。

まず、一般会計補正予算について御説明をします。資料②補正予算の議案説明書の154ページ、教育委員会補正予算総括表をお願いします。教育委員会所管の補正予算につきましては、総額7億6,000万円余りの減額補正です。総括表にございます7つの課のうち、学校安全対策課及び幼保支援課を除く5つの課には人件費の補正がございます。人件費につきましては、私から一括して御説明させていただきますので、各課長からの説明は省略させていただきます。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております給与条例改正の案による勤勉手当等の額の引き上げ、また、職員の増減や新陳代謝、共済費負担金率の変更などの増減要因を集計した結果、7億6,000万円余りの減額となったもの

です。人件費以外の補正では、2段目の学校安全対策課において、登下校中に南海トラフ地震が発生した場合に備え、各特別支援学校のスクールバスに食料、水等を整備する費用。また、一番下の生涯学習課では、寄附金により県立図書館に図書を整備するための費用をお願いしております。

続きまして、資料①補正予算議案の6ページをお願いします。繰越明許費の補正です。中ほどにございます教育費のうち維持修繕費は県立学校の外壁等改修工事、その下の保育サービス促進事業費は四万十市の保育所の施設整備工事、一番下の15災害復旧費のうち教職員住宅災害復旧事業費は、県立宿毛工業高校の教員住宅の改修工事費がそれぞれ年度内の完了が見込めなくなりましたため繰り越しをお願いするものです。

8ページをお願いします。13教育費の施設整備費につきましては、県立学校の耐震補強等の工事のうち年度内の完了が見込めなくなりましたものについて繰り越しをお願いするものです。

次に11ページをお願いします。債務負担行為の補正です。まず、下から2段目の教員採用選考審査筆記問題作成等委託料は、平成27年度に行います教員採用選考審査の筆記問題の作成などに要する経費を計上しております。次の外国語指導助手配置委託料は、同じく外国語指導助手の配置委託に関する経費を計上しております。

次の12ページの基礎学力把握検査等委託料は、県立高校6校の来年度の新1年生に対し、事前に行う基礎学力把握検査の実施及び結果分析に要する経費を計上しております。次のスクールバス運行委託料につきましては、高知若草養護学校のスクールバス運行委託に関する経費を計上しております。次の香北青少年の家、それからその下の高知青少年の家及び青少年体育館、また、次の県民体育館、武道館及び弓道場それぞれの管理運営委託料の3件につきましては、指定管理者への5年間の運営委託を行うための経費を総額で10億3,800万円余り計上しております。

続きまして、条例その他議案です。資料④、条例その他議案の説明書の2ページをお願いします。一番上の、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案ですが、この条例のうち、教育委員会が所管します公立学校職員の給与に関する条例に関する部分につきましては、高知県人事委員会の報告及び勧告の趣旨に沿って職員に支給する諸手当の改定を行おうとするものです。

次に9ページをお願いします。先ほどの予算でも御説明しました、社会教育施設及びスポーツ施設の3施設の指定管理者の指定について、それぞれ議決をお願いするものです。

10ページをお願いします。一番下の安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案は、安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関して議決をお願いするものです。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項ですが、冒頭に御説明しました教職員の不祥事のほかに3件ございます。

まず、来年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることに関連しまして、高知県子ども・子育て支援事業支援計画、素案の概要について御報告をさせていただきます。また、11月末に公表されました平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてと、10月に公表されました平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果につきまして、あわせて御報告をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして、開催状況を御説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。高知県立図書館協議会を10月に開催しまして、今年度予算と事業の執行状況、新図書館開館に向けての進捗状況を報告し協議を行いました。次に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を11月に開催し、各関係機関、団体におけるいじめの防止に関する取り組みについて、また、高知県いじめ問題調査委員会を10月に開催し当該委員会における調査方針についてそれぞれ協議を行いました。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告させていただきます。

私からの総括説明は以上です。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教職員・福利課〉

◎明神委員長 初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 まず、第1号議案、平成26年度一般会計補正予算につきまして説明をさせていただきます。お手元の資料②議案説明書補正予算の157ページをお願いします。まず繰越明許費です。教育長からも御説明させていただきましたが、今回繰り越しをお願いします教職員住宅災害復旧事業費438万2,000円は、さきの9月議会で御承認いただいたものです。本年8月の台風11号で破損しました県立宿毛工業高校の教職員住宅の屋根の改修工事につきまして、計画調整に日時を要したことに伴いまして、年度内での完了が見込めなくなりましたことから繰り越しをお願いするものです。

次に債務負担行為のお願いです。この債務負担行為は、毎年12月議会でのお願いをしているものでして、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係るものです。この債務負担行為は、来年度実施します教員採用審査の筆記試験のうち、教職一般教養と小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成、採点を行うための委託料です。問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために本年度のうちに契約できるよう債務負担行為をお願いしているものです。

続きまして、第10号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして説明させていただきます。お手元の議案説明資料、青のインデックスで教育委員会と張ってあります総務委員会資料の赤いインデックス、教職員・福利課というところです。まず、この条例改正の目的です、高知県人事委員会の議会及び知事に対します平成26年10

月 14 日付の職員の給与に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正し、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものです。

次に、2 番の主な改正内容について御説明をさせていただきます。(1) 期末勤勉手当につきましては、知事部局と同様に、一般職員の年間支給月数を 3.85 月から 3.95 月へと 0.1 月引き上げるものです。また、表の下にございます再任用職員につきましては、2.025 月を 2.075 月へと 0.05 月引き上げることとしています。

次に、管理職員特別勤務手当(2)です。現行では、校長などの管理職員が臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要によりやむを得ず週休日等に勤務した場合に支給されることとされていますが、今回、これに加えて、知事部局と同様に災害への対処などの臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合に、その勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内で管理職員特別勤務手当を支給しようとするものです。

次に、(3) 単身赴任手当についてです。この改正も知事部局と同様の改正です。まず、アにございますように、国が民間における状況等を踏まえ、基礎額を 2 万 3,000 円から 3 万円に、加算限度額を 4 万 5,000 円から 7 万円にそれぞれ引き上げることに準じて改正しようとするものです。次にイをごらんいただきたいと存じます。これまで支給の対象となっていなかった再任用職員に対しましても国の改正に準じ単身赴任手当を支給しようとするものです。

次の(4)の特殊勤務手当です。国の義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されたことに伴いまして、教員の特殊勤務手当のうち、非常災害時等の緊急業務などに従事した教員に対します教員特殊業務手当の支給日額の限度額を 6,400 円から 8,000 円に引き上げようとするものです。

最後に 3 施行期日等です。この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしていますが、平成 26 年 12 月期の期末勤勉手当に係るものは公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用することとしています。また(4)の特殊勤務手当につきましては、公布の日から施行し平成 26 年 10 月 1 日から適用することとしています。

以上で、教職員・福利課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎沢近学校安全対策課長 学校安全対策課の補正予算について御説明をします。資料②議案説明書の 158 ページをお開きください。南海トラフ地震に備えまして、県立中学・高校

には非常用飲料水と食料など3日分、特別支援学校には5日分を配備しております。今回の補正予算は、これらに加えて特別支援学校のスクールバスに非常用飲料水と食料1日分、情報収集用のラジオや明かり、簡易トイレ、保温シート、救急用品等を整備するための予算です。対象となるスクールバスは、山田養護学校の本校と田野分校、高知若草養護学校、日高養護学校、中村特別支援学校の5校で13台運行しており、地震発生時には最寄りの避難場所に避難するようマニュアルで定めておりますが、道路の遮断等により車内で救助を待つ場合も想定されます。このための整備です。

次の159ページをごらんください。学校施設等整備費の維持修繕費及び施設整備費に係る繰越明許費です。今年度の国の経済対策予算の関係で、平成26年度に予定をしておりました耐震補強工事等の予算を、平成25年度2月補正で計上しまして工事を前倒しで実施しております。前倒しした平成25年度予算分の工事を優先して実施したことから、平成26年度当初予算に計上しておりました一部工事の着手がおくれ年度内の完成が見込めなくなったことが現時点で明らかになったこと、また、2月議会で繰り越しの議決をいただいております。さらに工事の着手がおくれますことから、本議会での繰り越しをお願いするものです。

続いて、資料③「平成26年度12月高知県議会定例会議案（条例その他）」の48ページをお開きください。安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案は、安芸高校の南校舎改築主体工事につきまして、一般競争入札を行い11月5日に開札をしました。その結果、2社が参加をしまして、新進・ネクスト・大谷特定建設工事共同企業体が落札しました。予定価格に対する落札率は91.1%となっております。契約金額は5億4万円、完成期限は平成28年1月10日です。

説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 特別支援学校のスクールバスの備蓄物資の関係ですけれども、持ち出し用袋に入れるものとしてはラジオとライトと救急キット、保温シートまでですか。

◎沢近学校安全対策課長 そのとおりです。

◎坂本（茂）委員 運行時に持ち出し用袋に入れて持ち込むということで、それ以外の袋に入れずに持ち込む飲料水とかいうのは。ここの区分けが県有バスを使用しているかどうかということですが、よくわからないんですが。

◎沢近学校安全対策課長 県有バスを使用しております若草養護学校については、バスにそのまま積んでおきますので持ち出し袋は不要です。それ以外のバスについては県有でございませんので、運行時に袋に入れて、今、御指摘のものを持ち込む。簡易トイレとか飲料水は袋に入りませんので別個持ち込むことになります。

◎坂本（茂）委員 それと食料がクラッカーということですが、これはクラッカーだけですか。

◎沢近学校安全対策課長 それぞれの生徒には年度によって考慮すべきいろんな症状がございます。それに応じて変えたいと思いますが、クラッカーであれば一般的に使いますので、まずクラッカーを整備して生徒の状況に応じて追加をしていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 まさにそのところで、クラッカーは健常児であつてもどへひっかかったりとかいうことがあろうかと思ひます。その分、水も余計必要になってくる。果たしてクラッカーでいいのかなと思つたりもしています。今、チューブチョコレートだとか、そういうカロリーが高く一定維持できるものをコンパクトに入れた命の箱とかいったものも市販されたりしているわけで、ここへ書いてある備蓄物資は、防災のプロ的な人に検証はしてもらっていますか。

◎沢近学校安全対策課長 メーカー等を含めて御意見もいただいております。それから、それぞれの特別支援学校にも相談をしておりますが、先ほど申したように年々配慮すべきことがございますので、標準形はこれとしましても、なお確認の上でしっかり役に立つものにしたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 それともう一つ。保温シートというのは6,480円と結構な価格の分ですけれども、これはどのようなものですか。

◎沢近学校安全対策課長 毛布のかわりということですが、比較的薄いもので保温効果のある製品で考えております。

◎坂本（茂）委員 例えば、山田養護学校で9個ですけれども足りるんですか。

◎沢近学校安全対策課長 1箱12枚入りです。

◎坂本（茂）委員 1箱に12枚入っているということは、1つにすると500円とか、そんなものだと思うんですけれども、アルミ箔的なものが市販されているんですけれども、あれは物すごいカサカサ音がストレスになったりするわけです。確かにコンパクトで場所もとらないですけれども、それで本当に寝ようとしたときに、みんながそれで暖をとっていたら、寝泊まりするときに大変なストレスになったりするんです。そういう場合には、耳栓で対応するだとか何とかいろいろあると思うんで、ぜひ買った方がいいけれども、実用的でなかったということにならないように十分注意をして購入していただきたいと思ひます。

それと、特にさっき言った食料の部分は、それぞれの生徒の状態に応じた形で十分対応できるものを選んで、均一的なクラッカーだけで対応するのではない配慮をお願いしたいと思ひます。

◎沢近学校安全対策課長 わかりました。

◎池脇委員 9月の補正予算後に、県立中学校、高校、特別支援学校等への備蓄量を増量していますけれども、全高校にされたということですか。

◎沢近学校安全対策課長 昨年度までの備蓄が特別支援学校は3日分、その他の普通高校が1日分でしたが、それぞれ2日分を増量しています。業者等も決まっておりますが、学

校の授業の合間をぬって搬入することになっておりますので、備蓄完了は年度末までかかる予定です。本年度末をもって校内の食料・水の備蓄は、県立高校で3日分以上、特別支援学校等においては5日分の配備を完了する予定です。

◎池脇委員　それで、毛布も全生徒分、教員分が整備されているということによろしいんですか。

◎沢近学校安全対策課長　そうです。

◎明神委員長　質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎明神委員長　次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎原幼保支援課長　幼保支援課の補正予算について説明させていただきます。お手元の資料②、議案説明書の161ページをお願いします。補正の内容は、右の説明欄にございますとおり財源の更正となります。対象となる事業は、本年度当初予算で計上しておりました院内保育所運営支援事業費補助金です。この補助金は、医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るため、医療法人が実施する院内保育所の運営費に対し助成を行うもので、これまでこの事業は国庫補助金でしたが、これを基金からの繰入金へと更正するものです。議案書において、更正前がすべて一般財源となっておりますのは、本年度に基金の設置が予定されていましてことから一般財源としていたものです。

160ページをお願いします。繰入金は、地域医療介護総合確保基金からの繰り入れとなります。この基金につきましては、本議会におきまして医療政策課が基金の設置条例議案を提出しております。右上④「議案説明書（条例その他）」の11ページをお願いします。高知県地域医療介護総合確保基金条例議案要綱です。条例制定の目的にございますとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づきまして、県が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画において定める事業に要する経費に充てるため、国からの交付金3分の2を受け、総額8億円余りの基金を設置するものです。当課の院内保育所運営支援事業費補助金がこの基金の対象事業となることから、財源の更正をお願いするものです。財源更正につきましては、以上です。

資料②の「議案説明書（補正予算）」の162ページをお願いします。繰越明許費明細書です。保育サービス促進事業費の保育所等緊急整備事業費補助金を活用しまして、四万十市の認可外保育施設リトル・フレンドが社会福祉法人としての認可を受け、認可保育所として運営する準備を進めております。県は、施設の整備費に対しまして、安心こども基金から補助を行う予定です。定員を現在の17人から36人へふやし、0歳児の受け入れをふやす計画ですが、施設が四万十市への社会福祉法人設立認可の申請を行うのに日時を要したため繰り越しをお願いするものです。施設の完成は、来年8月を予定しております。

幼保支援課の説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中内委員 これは歳入と歳出が全然違うけれど、歳入が8,600万円ですよね。それで、歳出がないけれど、どこへ行きましたか。

◎原幼保支援課長 当初予算で一般財源で同じ額の支出が組まれております。

◎中内委員 けれど、ここに一般財源の歳出もないでしょう。

◎原幼保支援課長 歳出は当初予算でありまして、その財源となるものを一般財源から基金に変更するものです。

◎中内委員 わかりました。

◎明神委員長 それでは質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 高等学校課の補正予算について御説明をさせていただきます。資料②、「平成26年度高知県議会定例会議案説明書(補正予算)」の169ページをお開きください。債務負担行為に係る調書ですが、まず1つ目の外国語指導助手配置委託料です。県立高校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため、ALT、外国語指導助手を配置して各学校の授業等において語学指導を行っております。このALTは、自治体国際化協会のJETプログラムを通じた直接雇用25名と、民間企業による業者委託の5名、計30名を雇用しているところですが、今回の委託料は、各学校で指導している外国語指導助手のうち5名の配置を民間専門業者に委託するものでして、指名競争入札により委託業者を選定しようとするものです。ALTは4月10日ごろから各学校に配置する必要がございまして、4月に入ってから入札を行い業務を選定したのでは10日からの授業に間に合わないことから、債務負担行為について議決をいただくことにより3月中の入札及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って、県教育委員会と配置校及び業者との調整を行い、学校にALTを配置できるようになるものです。

続きまして、基礎学力把握検査等委託料ですが、平成27年度に高等学校に入学してきます合格者に関して、3月の合格者登校日以降に基礎学力把握検査を民間業者に委託し、4月中に結果を入手・分析することで、より一層効果的な対策を講じて学力向上につながるものです。今回の委託料につきまして対象となる学校は、安芸高校、高知南高校、追手前高校、高知西高校、小津高校、中村高校の6校です。この学校は、大半の生徒が大学進学を希望して入学してきております。そこで、3月中に検査を実施することにより、これまでよりも早く高校3年間を見据えた大学進学に向けた学力向上の対策を立てることができるようになります。この債務負担行為について議決をいただくことにより、3月中の契約及び検査の実施が可能となるものです。

以上、高等学校課の説明です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中内委員 教育長に聞きたいけれど、知事の提案説明の中でふれている文言は教育委員会が出した部分でしょう。

◎田村教育長 教育に関する部分はそうです。

◎中内委員 これの中に、「先月説明会などを通じ、県民の皆様丁寧に説明を行ったところ」とあるが、これは本当に丁寧にできたのか。

◎田村教育長 広く呼びかけはさせていただきましたけれども、結果からいうと中央部では35名くらいの参加でした。ほかの3カ所では10名前後の御参加ですので、人数として十分かというところではないと思います。ただ内容としては十分にお話をさせていただいて。

◎中内委員 こういう場合は、県民の皆様にと言ったら、みんなに知らずという感じになるから、やはり文言は考えないといけないということで、それはそれでいいですが。

◎池脇委員 外国語指導助手の委託の件ですけれども、25名が直接で5名が請負ということになりますよね。直接の場合には、教育委員会から指揮命令の関係が生じるんで、現場できちんと打ち合わせ等ができるんですよね。事業を展開するに当たってもそういう協力関係が必要です。そのためにも、教育委員会の指揮命令関係があることが大事だと思うんです。5名については請負ですから、それが生じないわけですよね。そうしますと、この5名に対してと25名に対しての対応が、きちんとできるのかということが気になるんですけど、その点はどうですか。

◎藤中高等学校課長 言われるように5名につきましては、委託業者から派遣をするという形にはなります。ただ、学校においては派遣する前に、業者と県教委、それから学校の三者でどういう授業をどういう展開でしていくのか。そして、この方にはこういう指導をしていただきたいといった細かい年間スケジュール及び授業内容についての打ち合わせをして、業者からALTを派遣していただいて、その方と学校の教員とが一緒になって授業を行うという形で、平成18年度から行っております。当初は言われるように、学校の教員が直接的にALTに指示はできませんので、三者の連携がうまくいかないといった課題も出ておりました。ただ、年数を重ねるにおいて、三者の連携、それから内容について十分に協議をしていただいて進めておりますので、そういった課題についてはクリアをされて、現状では円滑に動いていると認識をしております。

◎池脇委員 スムーズにいくためには年数がかかったということなんですよね。これは指名競争ですよね。だから、よくわかってくれる業者がとれば、そのあたりの意識が継続されるでしょうけれども、そうでない業者がとった場合には、また、理解していただくためには年数がかかるということでもないんですか。

◎藤中高等学校課長 指名競争入札ですが、現状で県外業者と県内業者の1社ずつが、毎回入札に参加していただいております。ことしは県内業者が対応していますが、入札の結果としては、その2社が何年かに一度は必ず委託されてやっておりますので、初めての業者が急に出てくる状況ではないので、現状としては、積み上げの結果、今までのやりとりの部分については生かしつつ、こういった契約をさせていただいていると思っております。

◎池脇委員 派遣される方は、外国人ですか。

◎藤中高等学校課長 そうです。

◎池脇委員 外国人一人一人については、この仕事が初めての方とそうでない方がいらっしゃると思うんですけど、その内訳はどうですか。

◎藤中高等学校課長 実際にALTという職が初めてという方もおられますけれども、それまでに県内あるいは県外で外国語についての助手として、塾それから会話教室とかそういったところで、日本の方々としっかりやられている方ばかりですので、いきなり来て初めての仕事をするという状況ではないと聞いております。

◎塚地委員 関連で。直接雇用と5名の民間の委託に分けている理由は何ですか。

◎藤中高等学校課長 JETプログラムに基づく直接雇用については、基本的に自治体国際化協会が一括して海外の方々を集めて、各都道府県に配置の案を出してもらえるという形なので、一定の質を保った形の方々が来られるという部分がございます。ただ、JETプログラムには、例えば県内に来た場合に、公共交通機関を使うことは構わないけれど、自分で車に乗って行くとかいったところについては、本人のいろいろなリスクを少なくすることを一つの条件としております。高知県のような中山間であるとか、地域によってはなかなか交通機関で行くには不便な部分がございますので、そういったところでは、自分が車に乗るとか、地元のことわかっているとか、県内で動けるとかいった方々のほうがいいということで、そういった中山間であるとか限られた学校については、JETプログラムではなくて委託業者の方に行っていただくということで、人数的には5名になっております。

◎塚地委員 御存じのとおり、請負の場合は現場で直接その方に指揮、命令ができない、それを行えば偽装請負になるという問題のある雇用形態。日々指導の中で、そのALTの先生に現場の先生がこうなさいと指示したらいけないという教育現場のあり方は基本におかしいので、今そういうあたりは相当労働基準監督署との関係でも注意しながらやっておられる現状だと思うんですけど、そういう不正常な形での雇用でなくて、これからそれこそグローバル教育じゃないけれども、外国人の助手の先生方も、県できちんと採用する方向に転換していくべきじゃないかと思うんですけど、そういう議論はなされてないですか。

◎藤中高等学校課長 ALTにつきましては、あくまで教員の英語語学の助手という形で

位置づけております。この部分については、高知県の実態を踏まえて、今、全部で30名配置をしていますけれども、例えば、それがすべて委託業者になるとかそういうことではなくて、実態に合わせた形で一番学校としても対応しやすいところを踏まえて5人にしております。委員が御指摘のグローバル教育に向けて、今後、外国人の講師、あるいは教諭といったことも検討していかなければならないとは考えているところです。

◎塚地委員　そこを強化する上で、やはり学校現場に委託の方がおいでる姿は正常な配置の仕方じゃないと思うんです。子供たちを目の前にして、一々委託元に言って指示を、そのALTの先生にしないといけないというのが本来委託の姿で、それをしなかったら違法になってしまう。そんな教育現場はあり得ないんで、そこは解消していく方向で、これからも講師とか助手とかは、県も採用して持っておいでることもあるわけですから、そういう方向に改善させていくという見通しを持っていてもらいたいなということをお願いしておきたいと思います。

◎浜田委員　関連で。塚地委員からもお話がありましたが、委託先から回ってきた職員ですけれど、ALTとかCIRの皆さん方は身分としては公務員ではないですか。

◎藤中高等学校課長　御本人と契約を結んで、その期間ALTという職でやっていただくという形で、契約を結んでやっています。別途、公務員に準じたルールをつくって、服務とか、そういったものについてはやっていただいているところです。

◎浜田委員　高知県は国籍条項を撤廃していますから、外国人の公務員がいてもおかしくないです。例えば、国際交流員なんかは恐らく高知県の職員として働いていると思うんですが、そこら辺との違いはきれいにさび分けて、教育公務員の中では外国人がおられるんですか、今のところは。

◎藤中高等学校課長　教育現場で外国人が入っているのは、このALTです。国際交流員のCIR、スポーツ国際交流員、それから外国語指導員ALT。こういった方々は、言われるように外務省、文部科学省の協力をもって、地方自治体がJETプログラムという形で均一な方々を確保して、そこから配置をしていると。

◎浜田委員　要するに、公務員ですよ。

◎藤中高等学校課長　非常勤職員になります。そのルールについては、別途その方々については決めております。

◎塚地委員　もう一つ。先ほどの基礎学力の把握調査の分ですけれども、幾つか列挙された学校は、大学進学を目指す学生たちが多いので、3月中に学力調査を早くやって、その後何をするんですか。

◎藤中高等学校課長　合格者登校日に中学3年生とか保護者が集まってきますが、その後、この基礎学力把握検査を行って、できるだけ早い4月の段階でその結果を分析したものを業者からいただいて、それに基づいて、それぞれの子供たちの状況を踏まえながら、

学校の指導体制を整えて、進学指導に向けて進めていくといった資料にしたいということで、3月の合格者登校日にやりたいということで、債務負担行為をお願いをしたいというところです。

◎塚地委員 一応県の高校入試はありますよね。高校入試で一定のものはわかるんじゃないかと思うんですけど、それよりさらに何か密度の高いものをやるということですか。

◎藤中高等学校課長 高校入試はあくまで県内の子供たちの状況を把握するという部分で、今回のこれは全国的な規模の試験です。この中で、義務教育段階がどういった状況になっているのか、そして、これから大学を目指していくとか、進学を目指すためには、こういった部分まで力をつけなければならないとかいったデータが全国レベルでわかってくるところが大きい部分だと思います。

◎塚地委員 全国一斉にやる中身のテストで、全国の順位みたいなことがわかるというものでですか。

◎藤中高等学校課長 全国のすべての学校がこの試験を受けているわけではないですが、全国で約15万人の生徒が受けます。その方々の順位ということではなくて、100点満点で言えば100点満点のどれぐらいがとれていれば、義務教育段階が大体どうなのか、あるいは、義務教育段階のこの部分がついていないといったところを見る把握テストです。順位を決めるとかそういったことではございません。

◎塚地委員 大学進学に生かすためにやるということになるんですか。つまり、その後の例えばクラス分けみたいなことにそれを活用するというねらいですか。

◎藤中高等学校課長 大学進学を見据えたときに、それぞれの生徒がどれぐらいの基礎学力がついているかということを見て、それを踏まえて、習熟度で、例えば数学のこれをするときにこの子はまだここが弱い。だから、このグループでまず学んでいくとかいったところの資料にはなるとは思いますが、基本的には子供たちの学力の実態を把握して、これからの高校の授業の指導に生かしていくためのデータという形で活用します。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎明神委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎川村特別支援教育課長 それでは、資料②「平成26年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）」の172ページをお開きください。債務負担に係る調書につきまして御説明をさせていただきます。本年の9月議会におきまして、高知若草養護学校の須崎コースへリフトつきスクールバスを整備する経費を御承認いただきました。今回、債務負担をお願いするのは、このスクールバス路線について運行业務を委託するための経費です。同校のスクールバスは、肢体不自由がありまして車いすを使用する児童・生徒が利用しますので、乗務員は障害への理解やリフトなど、機器類の操作になれていただく必要がございます。

す。このため、入札を早めて運行までの準備期間を確保するとともに、契約期間を複数年契約として雇用の安定を図ることで複数の業者に入札に参加していただき、これまで課題となっておりました競争原理が働く状況にしたいと考えております。そのため、今回、債務負担をお願いするものです。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎明神委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎安岡生涯学習課長 まず、平成26年度12月補正予算の概要につきまして説明をさせていただきます。資料②「議案説明書」の174ページをお願いします。資料右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。2の青少年教育施設管理運営費につきましては、人件費の補正ですので、先ほどの教育長の総括説明により省略をさせていただきます。1の図書館活動費です。これは、山本貴金属地金株式会社の社員の方々からいただいた100万円の御寄附を活用しまして県立図書館の図書購入費を増額するものです。山本貴金属地金株式会社からは、平成20年度から毎年、県民の読書環境の向上を図るために役立ててもらいたいという御趣旨で、ふるさと納税制度に基づき御寄附をいただいております。現在、県立図書館2階にヤマキン・ライブラリーのコーナーを設置しまして、主に情報通信技術関連の図書をそろえまして貸し出しをしているところです。補正予算の説明につきましては以上です。

続きまして175ページをお願いします。資料にございます当課所管の3つの青少年教育施設ですが、指定管理者による施設管理を行っております。本年度末で指定管理期間が終了するため、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、資料③の「議案書」をお願いします。43ページと44ページをお願いしたいと思います。この2つの議案が今回、当課が所管する3施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法及び各施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づきまして県議会の議決を求めるものです。

まず、43ページの31号議案ですが、高知県立香北青少年の家の指定管理者に株式会社香北ふるさと公社を指定することにつきまして議決をお願いするものです。株式会社香北ふるさと公社の期間中の委託料の債務負担行為の限度額は、募集時に県が提示しました参考金額と同額の1億9,509万8,000円です。

続きまして、44ページの32号議案ですが、こちらは、高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者に特定非営利活動法人高知県青年会館を指定することに

つきまして、議決をお願いするものです。特定非営利活動法人高知県青年会館の期間中の委託料の債務負担行為の限度額は2億9,205万円でした。応募時に提案しました県の参考金額の上限額が2億9,205万2,000円でしたので2,000円安くなっているところです。なお、当該2つの施設は道路を挟んで立地していることなどから、一体的な管理運営を前提として指定管理者の募集を行っております。

詳細につきましてお手元の議案説明資料で説明をさせていただきたいと思います。生涯学習課のインデックスがついた資料で説明をさせていただきたいと思います。

まず、1の施設の概要のところですが、今回、指定管理者の指定をお願いする施設は、青少年を中心にして多くの方に利用していただいている施設です。

2の指定管理者制度の導入の目的ですが、これらの施設は指定管理者制度が設けられる前から管理委託を行っていた施設ですが、こういった施設につきましては、指定管理者制度の施行後3年以内に県が直接管理をする場合を除きまして、指定管理者制度に移行することとされておりました。県としましては、民間事業者の持つ能力やノウハウを活用しまして、利用者サービスを向上していくことが青少年の健全育成という施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると判断しまして、県議会の議決をいただきまして平成18年度から指定管理者による管理運営をお願いしてきたところです。

3のこれまでの指定管理者ですが、香北青少年の家につきましては現在まで株式会社香北ふるさと公社をお願いをしております、高知青少年の家と青少年体育館は平成24年度まで財団法人高知県青年会館に、平成25年度からは公益法人制度改革に伴いまして当該財団法人から事業を継承した特定非営利活動法人高知県青年会館をお願いをしているところです。

4の指定管理者制度の導入の効果ですが、施設を一体的に管理していただき、主催事業を企画・実施、これも積極的に行っていただくなど、青少年の健全育成に向けて効果的・効率的に取り組んでいただいているところです。また、指定管理者にさらに効率的で効果的な運営を行っていただくために、県では評価委員会としまして、外部委員で構成をいたします「青少年教育施設のあり方を考える懇話会」を設置しまして、指定管理者が提出する評価記入シートをもとに指定管理者へのヒアリングを行っていただきながら助言や提案、あるいは評価などをお願いをしているところですが、指定管理者におきましては、ヒアリングの際にいただきます助言や提案、あるいはフィードバックしている懇談会の最終評価に対しまして迅速に対応をしていただいているところです。

5の今回の指定議案ですが、指定管理期間につきましては平成27年4月から5年間をお願いしようとするものです。これまでの指定管理期間は3年ごとに更新をしておりますが、各施設では貸し館事業だけではなくて、研修の指導あるいは主催事業の企画運営といったことを行っていただいております。事業の企画運営などを行うためには施設職員に

専門性が求められますが、指定管理期間内での雇用を採用条件としているために人材の確保が難しいことなどから専門性の確保やノウハウの蓄積という点で課題がございます。そういう課題を改善していけるよう5年に延ばしたいと考えているところです。なお、今回の指定管理者の応募に当たりましては、幅広く周知をするために、公募に先立ちまして7月1日の高知新聞に指定管理者の公募予定の広報を行いましたほか、公募時には県のホームページでの公開や県公報に掲載するとともに、募集期間につきましては前回の34日間から46日間に延ばしたところです。結果としまして香北青少年の家につきましては、現在の指定管理者である株式会社香北ふるさと公社、また、高知青少年の家と青少年体育館につきましても、現在の指定管理者である特定非営利活動法人高知県青年会館からの応募がございまして、11月10日に5人の委員で構成します指定管理者選定審査委員会での審査を行っていただきました。その結果、応募のあったそれぞれの法人が指定管理者の候補者として選定をされました。これを受けまして、各候補者を次期指定管理者に指定することに関しまして議決をお願いするものです。

説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田委員 公募をされて、何社ぐらいが応募をしたんですか。

◎安岡生涯学習課長 1社です。

◎浜田委員 最近はこんな状況です。例えば、土木部の室戸広域公園の指定管理なんかも今までの業者が責任者もそこに不在、荒れ放題になって、地域の小学校、幼稚園があそこへ遠足に行ったりするのに、「何だ、この管理は一体どこがやってるんだ」と、「こんなのやめらせ」と言ってる。土木部を呼んで、こんなような状態の写真まで撮って、それを土木部に見せたけれど、また同じ業者が今度、指定管理。こんなのおかしいと思います。きちんと詳細にチェックをかけていかないと、表現が悪いですけれども、プロポーザル選定の委員と業者とがつるんでいるんじゃないかと思わざるを得ないようなところもありました。この指定管理のあり方というのを1回真剣に議会で考えてみないといけないという声が我々の会派の中でも起こっています。応募をかけたけれど1社しかなかったからここになったということで、ここが悪いというわけじゃないです。ほかにはこんな事例がいっぱい最近出てきていますので、十分に気をつけて選定をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

◎池脇委員 いのの青少年の家と青少年体育館は、同じところが委託を受けている。これは館が違うけれども、ほとんど隣り合わせのような施設ですよ。これは別々に委託をしなくちゃならないのか。両方やってもいいんじゃないかと思うんですけれども、それはどうですか。

◎安岡生涯学習課長 一体的に管理をしていただくことで募集をしまして、応募いただい

たところでは。

◎池脇委員 体育館の館長、館長補佐、それからこちらでは所長と事務長。多分この2人が兼任ということになって。兼任の場合には、どちらからこの人たちの報酬が出るのか。兼任の部分の報酬も含まれるのか。それはどうですか。

◎安岡生涯学習課長 県が参考価格を示す際に、人件費につきましては兼任ということでは0.5。1つの法人から応募がございましたので、人件費の積算に当たりましては0.5人役ずつという形で積算をしています。この方々の給与につきましては、指定管理をしていただく法人から支給をされる形になります。

◎池脇委員 職員体制が兼任の2名をのければ実質は9名ですよ。けれども、こちらではそれぞれ5名と6名となって、それに対する職員給与が計算されていると思うんです。そうではないですか。

◎安岡生涯学習課長 向こうから応募のあった際に示される人役に対しまして、県としましてもこういう人員配置が必要だろうということで、常勤で配置をしていただく方、あるいはパートでも対応できるんじゃないかという方々につきまして人件費の積算をしているところです。パートの職員につきましては、1人2人という人役ではなくて、何時から何時までという時間数での積算になっております。そこのところは法人でどういう形で雇用していくのか、同じ方をずっと雇用するのか、あるいは別の方を雇用するのかというような工夫はしていただく形になろうかと思えます。

◎池脇委員 一括管理ということで募集しているんですね。しかし、管理実態ではそれぞれに事務員が1人ずつあるわけです。これぐらいの内容のことであれば事務長と事務員1名で事務処理は可能だと思うんです。それから、実際に指導員さん3名と2名。

◎安岡生涯学習課長 両方にまたがって仕事をしている方については、0.5人役という人役配分をしまして人件費の積算をしているところになります。

◎池脇委員 指導員の合わせて5名というのはどうなんですか。

◎安岡生涯学習課長 指導員につきましては、体育館で専門的に教えていただく方なんかも必要ですので、別々に積算をしたりという形はさせていただいています。

◎池脇委員 この説明の中では、0.5人役とは読み取れないです。そのまま1人役でこの数字を見てしまいますから、実態に即した内容にさせていただくことが大事じゃないかなと思います。

◎土森委員 山本貴金属の寄附はありがたいことで、地場産業賞とか中小企業優秀技術賞、新製品奨励賞だとかいうもので一部寄附をしていただくということで、平成20年からやられていると思います。これに対しての感謝の気持ちとか感謝状とか、何かやられているんですか。

◎安岡生涯学習課長 平成20年、21年と感謝状をお渡しさせていただいたところですが

れども、相手方様から、毎年のことなので今後は必要ないという申し出がございまして、それ以降はお礼状をお渡しさせていただいているところです。

◎土森委員 感謝状は教育長からですか。

◎安岡生涯学習課長 知事の感謝状です。

◎土森委員 会社と同時に役職員も寄附をしていただいていますよね。11名とか15名とか年によって違いますけれど、これは毎年同じ役職員の方ですか。

◎安岡生涯学習課長 11名の方からいただいております。

◎土森委員 この人たちに対しても感謝状を出していますか。

◎安岡生涯学習課長 まとめての感謝状という形で、個々には出していません。

◎土森委員 これは本当に気持ちの問題ですから。会社はいいでしょう。個人も対象になっていますので、そういうことも考えてするほうがいいと思います。

◎安岡生涯学習課長 申しわけございません。訂正をさせていただきます。礼状につきましては、それぞれの方々にお出しをさせていただいております。

◎土森委員 私が言っているのは感謝状です。出したらどうですかと。個人の方もということですか。どうですか。

◎安岡生涯学習課長 検討させていただきたいと思います。

◎明神委員長 いいですか。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎明神委員長 次に、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 平成26年度12月補正予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。まず、資料①「議案書(補正予算)」の12ページ。もう一つは資料②「議案説明書」の補正予算、176ページをお願いしたいと思います。スポーツ健康教育課が所管をします県民体育館、武道館及び弓道場につきましては、指定管理者による施設管理を行っておりますけれども、平成26年度末で指定期間が終了するため、平成27年4月1日から次期の5年間の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするものです。

次に、資料③「議案書(条例その他)」の45ページと、資料④「議案説明書(条例その他)」の9ページをお願いしたいと思います。第33号議案ですが、これは先ほど申し上げました3施設の指定管理者に公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定することにつきまして、地方自治法の規定によりまして県議会の議決を求めるものです。

議案説明資料のスポーツ健康教育課の赤いインデックスのつきましては、1の施設の概要に記載のとおりで

す。

2の指定管理者制度を導入した目的ですが、県民体育館と武道館につきましては、先ほどの生涯学習課の説明と同様です。平成25年度に設置をしました県立弓道場につきましても、指定管理者制度を導入することが施設の設置目的を効果的・効率的に達成できると判断しております。

3のこれまでの指定管理者の状況ですけれども、県民体育館及び武道館につきましては、3年ごとに公募を行い、各機関とも公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定しております。また、弓道場につきましては、既存の弓道場であります武道館分館と同じ指定管理者に管理を任せることで、2つの弓道場の利用調整のノウハウや新弓道場の管理方法を確立することができることから、公益財団法人高知県スポーツ振興財団を指定したところであります。

2ページをお開き願います。4の指定管理者制度導入の効果につきましては、競技団体等関係機関との連携を図りながら、施設の円滑な管理運営ができていたほか、さまざまなスポーツ教室の開催等の自主事業の実施によってスポーツの振興を図っており、業務委託の見直しによる経費の削減にも努力が見られるところです。弓道場につきましては、武道館分館の弓道場との一体的な管理によりまして、大会等での利用の調整が円滑に実施され、効率的な管理運営につながっております。

5の今回の指定議案についてですけれども、平成27年度からは3つの施設を一括して指定管理者を公募することとし、公募の周知につきましては、ホームページや高知県広報への掲載などにより、応募の受け付けを9月12日から10月27日にかけて実施したところです。事前の説明会には3団体の参加がございましたが、武道館が平成27年7月から平成28年3月末まで耐震工事のため閉館を予定しておりますことなどにより、指定管理者の応募がありましたのは先ほどの高知県スポーツ振興財団の1団体のみでした。財団の事務所の所在地は高知市春野町で、委託料の提案額、5年間につきまして5億5,096万4,000円です。11月6日に指定管理者選定審査委員会を開催しました。応募者によりますプレゼンテーション及び質疑応答を行い、5人の選定審査委員による審査の結果、次期指定管理者の候補者として高知県スポーツ振興財団が選定されました。これを受けまして、今回、3施設それぞれの設置及び管理に関する条例の規定により、次期指定管理者として指定することについて議決を求めるものです。なお、指定の期間につきましては、スポーツの振興に関する自主事業の企画、運営に人材の確保、育成が必要なことや、長期的視点に立った運営や安定的なサービスの提供が期待できることなどから、次期より5年間としております。

以上で説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎**浜田委員** さっきも言いましたけれど、選定委員と業者とがつうつうの関係になったりしないように。応募のあった方にこんな人が選定委員ですよと、そんなこと絶対に知らさないでしょう。それで採点をした結果をできるだけどの委員が何点入れたのかということも絶対公開すべきだと思うんです。今の県の規程では、これは公開になってないですよ。どの委員がここに何点を入れたのかとか、きちんと県民にわかるように名前入りでしていかないといけないんじゃないかなと思っています。3年が5年になったわけですから、これは業者にとってみればありがたい話で、5年も前からやっているということはノウハウも確立されて、経費的にも随分削減できるところもあるわけです。事実、下がっていますね。努力はしていただいていると思います。ただ、県の職員がやはりみずから見て、不備がないかきちんとチェックしていかないと。長いことやっている、どうしてもなあなあになってきますから。よろしくお願いします。

◎**池脇委員** 関連で。教育長にお聞きしますけれども、教育関係の体育館とか武道館等についての評価はAという評価が出ているんです。さっきの生涯学習の関係ではBという評価です。それから、CとDという評価まであるわけですが、B以上であれば、一応、管理はできていると評価されていると思うんですが、実際にC、Dという評価が出た場合に、1社しか手を挙げてなかったということで、そこに指定をするということはどういう御判断になるんですか。

◎**田村教育長** 指定管理者の評価は、年々評価した上で、その後の管理の改善につなげていただくという趣旨でやっていると思います。ですから、次の指定管理者の選定に関して直接結びつくものではないと思っています。あくまで、指定管理者の選定についてはその時点での、プロポーザルで行うならプロポーザルの内容によってということになるかと思います。その際の参考的な情報にはなるかと思いますが。

◎**池脇委員** 指定管理を頼む場合は、直営よりも民間にやっていただいたほうがよりサービスが向上される。また、財政的にも負担が軽くなるというメリットを重視して導入されたと思うんです。しかし、実際はサービスが落ちるといった評価が出てきて、契約期間中は来年度はしっかりやってくださいねと言って話をするわけですよ。その評価が次の契約に結びつかないということになれば、競争相手がいなければ、当初の指定管理が目指したサービスを向上させるということについてやはり疑義が出てくると思うんです。やはりAランクでしっかり管理していただくぐらいの注文が必要じゃないかなと思うんです。その点はどうですか。

◎**田村教育長** もちろん指定管理制度を導入した目的はおっしゃるような、できるだけ民間のノウハウを生かしていただいてサービスを向上していただく。あわせて効率的な管理もしていただくことだと思っています。我々としても、その趣旨が生かされる制度の運用はぜひ考えないといけないと考えております。おっしゃるように、その指定管理者が我々

の期待した内容を十分果たしていただけないということであれば、契約違反ということになるとこれは論外になって、その後の契約をどうするかということに直接結びつく話だと思いますけれども、契約の範囲内であって、ただ十分でないとかいう部分については、我々としても、その後の指定管理制度をどうやっていくのか、続けていくのか、あるいはもう指定管理制度そのものを見直していくのかといった判断をしないといけないということかなと思っています。

◎塚地委員 関連で。この間ずっと指定管理はほぼ1社とか2社とかいうところに大体なってきたいて、それで代行料を見て、いや、やはりこれでなかなかやれないよということで、手が挙がるどころが少なくなってきた、結局、競争原理も働かなくなってきた、県から何とかやってもらいたいと頼み込まないといけないような施設もできるという状態になっているんですね。だから、ここで、指定管理のあり方は全庁的にきちんと見直しの時期で、先ほどおっしゃったみたいに、例えばさっきの青少年の家だと、専門性を蓄積しないといけないから3年を5年に延ばしたと言うけれど、2年延ばして何ぼのもんですかというのもある、本来の行政責任を果たすべきものとしておかないといけないところはきちんと県のものとしておかないといけなかったんじゃないかということも含めて、指定管理制度のあり方はこれまでの経験も踏まえて、今回の応募状況も踏まえて、教育委員会だけの話じゃないけれど、土木部の話なんかも含めて、ぜひ議論に上らせてもらいたいなと思います。

◎土森委員 関連ですけれど、契約違反のようなものがあれば、直ちにそれは、処分とか契約破棄とかということにならないといけないと思う。そのチェックはどこがやっていますか。例えば、ここは監査が入るわけじゃないでしょう。

◎葛目スポーツ健康教育課長 そのチェックは、我々が入ってしっかりやっております。経費の収支につきましても入りながらやっているところです。

◎土森委員 年に何回か見るんですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 四半期に分けてやっておりますので、4回。あとは、日々、施設の修繕ですとか利用者の状況については情報交換をしております。こちらを責任を持って管理しておりますし、そういう自信もあります。

◎土森委員 その辺をしっかりとやる。これは民間のノウハウをサービス面で生かしていくということと、財源的にも指定管理制度を導入したほうがいいのではないかという議論が当時あったんです。今、塚地委員が言われたように、そろそろその辺も再検討しながら見直していく時期に来たのかなと。けれど、契約が5年ということになっていますね。これなんかは。その辺をしっかりとやっていく、財政的にもこれぐらいプラスになっていますとか、そういうものを出していくことも必要じゃないかと思います。

◎坂本（茂）委員 利用者の利便性の確保とかサービス向上といったときに、体育館等は

意見箱を設置してということですが、意見の数が極めて少ないですね。全然御不満とかないのでしょうか。それと、どのような意見が出されて、どういう改善をしたとか、そういうのは公にされているんですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、意見につきましては財団でクリアしているものもあります。例えば、ちょっとした従業員のマナーですとかいうのはありますし、どんどん向上もしております。あとは、細かな使い方につきましては、随時、所管課に連絡がありますので、そちらで対応をしております。それと掲示板に張って、利用者にわかるように財団はやっているところです。

◎坂本（茂）委員 これだけ少ないということは、よほど利用者は満足しているということでしょうか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 はっきり言いまして、満足しているところは多々あると思います。職員がかなり頑張っています。ただ、聞こえていない部分もございますので、我々もアンテナをちゃんと張っておかないといけないと思っております。財団の職員は非常にいい管理をしております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

《請願》

次に、請願についてであります。

最初に、請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」。小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨。日本国憲法・子どもの権利条約を教育現場に生かし、教育の条理に基づいて、一人一人の子供たちに豊かな学力を保障し、可能性を伸ばす教育を実現することは、子供たちはもちろん、保護者・国民の心からの願いである。高知県の次代を担う世代を育てるため、高知県独自の措置による「小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級」の継続を求める声は、学校現場のみならず、多くの保護者からも聞かれる。それだけに他学年への拡大が望まれる。学校予算の増額・県による給付制奨学金制度の創設など、小学校から大学に至るまでの保護者負担のより一層の軽減は、「貧困の連鎖」を断ち切り、お金の心配なく安心して充実した教育を受ける権利を保障するためにも重要かつ急務の課題である。ついては、学校統廃合が進んでいる高知県で、「地域文化の中心」たる学校を守りつつ、子供たち一人一人の教育を受ける権利の保障と、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育を進めるため、次の事項の実現が図られるよう請願する。

1、教育費の保護者負担を一層軽減するために、学校予算を増額すること。特に、図書購入費と教材費をふやすこと。

2、現在行われている県独自の小学校1・2年生、中学校1年生の30人、小学校3・4年生の35人以下学級を維持するとともに、小学校5・6年生と中学校2・3年生についても改善を行うこと。また、国の責任で少人数学級をより一層実現するよう働きかけること。

3、複式学級定数の改善をさらに進めること。特に、県独自で行われている小学校1年生の単式化の継続や、子供にも負担の大きい飛び複式学級の解消を進めること。また、複式学級基準の引き下げを国に働きかけること。中学校における複式学級の教職員定数を改善し、4月当初からすべての教科で授業ができる教員を配置すること。

4、全ての子供が安心して教育を受けられるように、現行の返還猶予型奨学金制度に加えて、高知県独自の給付型奨学金制度を創設すること。また、県立大学授業料の引き下げを行うこと。そして、国に対して、「奨学のための給付金」制度の拡充や、大学授業料の引き下げを働きかけること。

5、所得制限のない高校授業料無償化の復活を国に要望するとともに、県内の一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を県として全県に拡大するなど拡充すること。

6は危機管理文化厚生委員会所管分です。

7、特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に働きかけること。また、障害のある全ての子供たちの教育を充実させるため、高知市内に寄宿舎のある特別支援学校を設置するなど、特別支援学校の過大・過密を解消すること。

8、病休などで休まれた先生の代替者がいない「先生のいない教室（1カ月以上が2013年度42件）」をつくらぬよう、抜本的に制度改正をすること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会代表世話人、棚野美佳ほか7,480人。

紹介議員、塚地佐智議員、岡本和也議員、中根佐知議員、吉良富彦議員、米田稔議員、坂本茂雄議員、田村輝雄議員。

受理年月日、平成26年12月15日。

◎明神委員長 それでは、順次、関係課からの参考説明を求めます。

〈小中学校課〉

◎長岡小中学校課長 小中学校課は請願項目の1、2、3、8が担当業務になっておりますので、項目1から順に続けて説明をさせていただきます。

まず、1の学校予算の増額、特に図書購入費と教材費の予算増額についての項目ですが、市町村立の小中学校の図書や教材を整備する費用につきましては、設置者であり、実施主体として責任を負っている市町村が負担することとなっております。そして、いずれの経

費につきましても、国より地方交付税措置がなされておりまして、一般財源として市町村に入ってきているところです。市町村教育委員会には、この財源措置も活用しながら、各学校の教材等の整備をお願いしているところです。この財政措置の制度につきましても、それぞれの市町村が計画的に教材等の整備を進めていく上では極めて重要なものですから、国からどのような教材が財源措置をされているのか、その情報を即時に市町村に提供するとともに、この制度の見直し等の動向にも注視をしていきたいと考えております。なお、県教育委員会、市町村教育委員会がそれぞれ担うべき役割は異なりますが、これら教材等の整備につきましても、県教育委員会としましてもできる支援は行っていきたいと考えております。

次に、2の小学校1・2年生、中学校1年生の30人学級などの学級編制の維持や改善についての項目ですが、学力の問題や、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題が長年の懸案である中で、本県では、これらの課題の解決に向け、平成16年度から全国に先駆けて少人数学級編制を取り組み始めてきました。そして、この請願にございますように、小学校低学年と中学校1年生で30人学級編制を、そして小学校中学年で35人学級編制を現在実施しているところです。このために活用している加配教職員数は、国や県からいただいているものが140人余りとなっております。これをさらに小学校高学年、あるいは中学校2・3年に広めていくとなると同程度の数の加配が必要となってまいります。また、教育課題の解決に向けては、この少人数学級編制の加配定数だけではなく、少人数指導やTT指導を行う指導方法工夫改善加配、あるいは生徒指導上の課題や特別に支援を要する児童生徒に対応する児童生徒支援加配などの支援もいただいている状況がございます。このようなことから、この少人数学級編制を拡充するための教員数を県単独で用意することにつきましては、現状においては非常に困難があると考えているところです。なお、県教育委員会としまして、教育予算の充実や少人数学級の推進等につきましては、全国都道府県教育長協議会等と一緒にあって、国に対しても要望しているところです。

次に、3の複式学級定員の改善についての項目です。現在、本県では、小学校1年生を含む複式学級の児童が8人の場合において、1年生の学習支援を行う意味で学級の単式化を行っているところであり、今後もこのことについては継続をしていきたいと考えております。ただ、この複式学級の解消を図るためには、これも県単独で財源を確保し、教員の配置をしなくてはならないものです。このため、複式学級の解消を拡大していくことは、現状においては非常に大きな困難があると考えております。また、現在、文部科学省におきましては、新たな教職員定数改善計画案を策定しまして、複式学級編制の標準の引き下げの検討をしているところですので、今後国の動向も注視してまいりたいと思います。なお、この複式学級編制の標準の引き下げにつきましても、先ほどと同様に、国にも要望しているところです。

最後に、8の教員の代替者の配置についての項目ですが、教員が病気等により休業した場合には、県に臨時教員志願書を提出し、名簿登録いただいている方を代替教員として配置しております。ただ、この臨時的任用を可能とする臨時教員の現状について申し上げますと、少子化が進む中で教員を志す方がそもそも減少してきております。また、退職者が増加し、教員の採用数が伸びていることなどから、その絶対数が減少してきており、このようなところから代替教員の数が少なくなっている状況がございます。これから教員の代替者の確実な配置を行うためには、まず、教員を目指す人をふやす、あるいは県内在住や県出身の教員免許を持つ方を掘り起こす、さらには大学生など免許取得予定の方に本県で働くことを希望するよう呼びかけることが必要となってまいりますし、また、現在増加しており、今後も増加が見込まれている退職教員に再度現場で活躍していただける仕組み、あるいは環境づくりも行っていく必要があると考えております。さらに市町村教育委員会と密接な情報共有を図り、より一層計画的な配置、任用を行うことが必要と考えております。このようなことを通して、教員の病休等の後補充にも対応していきたいと考えております。

小中学校課は以上です。

〈高等学校課〉

◎藤中高等学校課長 請願項目の4、5につきましては高等学校課の担当ですので、4、5と続けて御説明をさせていただきます。まず4ですが、高等学校及び大学の件について請願がございまして、大学に関することは危機管理文化厚生委員会で私学・大学支援課が説明することとなっております。4のところですが、高知県高等学校等の奨学金につきましては、平成25年1月から、安心して、また計画的に返還ができるようにするため、経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められた場合には、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を導入してございまして、平成24年度以降に奨学金を新規または継続して受ける奨学生に対しては一定の収入が得られるまでの間、猶予することができるように、高校においてもやっていますところ。また、本年度から高等学校の授業料以外の教育費の支援としまして、国の補助事業として、市町村民税所得割額が非課税である第1学年の生徒の世帯を対象に、高知県高校生等奨学給付金制度が始まっております。この制度では、年間に一度、第1子のお子さんの世帯には3万7,400円、第2子以降については12万9,700円が給付されることとなっております。平成27年度の国の概算要求では、この制度が現1年生、そして2年生の生徒まで対象となるとともに、非課税世帯における第1子と第2子以降の給付金の差を解消することで、低所得者世帯へのさらなる教育費負担の軽減を図ろうとしており、より課題を解決できる国の制度となっていると考えているところです。

続きまして、5の所得制限のない高校授業料無償化の復活を国に要望するとともに、通

学費等の援助を県として全県に拡充するということですが、高校授業料無償化につきましては平成 22 年度より国の制度として始まりましたが、無償化以前から授業料が全額免除されていた低所得者には恩恵が届いていない、また、低所得者にとって授業料以外の教育費が依然として大きな負担となっていること、また、私立高校では就学支援金が支給されても授業料の一部負担が残っていることなどの課題がございました。この課題に対応するために、平成 26 年度から始まった高校生等就学支援金制度につきましては、就学支援金に所得制限を設けることで生み出された財源を活用して、低所得者支援のための給付型奨学金の創設、あるいは、私学と公立の格差の縮減のための私立高校生対象の就学支援金の加算の増額などを行い、実質的な教育の機会均等の実現を図ろうとしており、高校授業料無償化制度と比べて、より課題を解決できる国の制度と受けとめているところです。また、現在、市町村が行っております高等学校等への就学を保障する支援につきましては、通学に関する保護者の負担軽減や、地元の高等学校への進学促進、あるいは統廃合により遠距離の高等学校に通学することによる生徒に対する通学支援といった、市町村がそれぞれの目的に応じ、就学支援を行っているところです。県教育委員会としましての通学費への支援につきましては、高等学校の統廃合を行った場合、通学距離が伸び就学が困難な状況となる生徒に対して通学費の負担を軽減するため、高知県県立高校通学支援奨学金制度を既に設けており、今後も現在行っている奨学金制度による支援を継続することで対応していきたいと考えているところです。以上です。

〈特別支援教育課〉

◎川村特別支援教育課長 特別支援教育課は請願項目の 7 です。まず 1 点目は、特別支援学校の設置基準をつくるよう国に働きかけるということです。特別支援学校の施設整備の充実につきましては、国から特別支援学校の整備指針というものが出されております。また、特別支援学校の狭隘化の対応につきましては、児童生徒の増加に伴う狭隘化への対応という通知文が出されておまして、この指針と通知に基づき対応を行っておりますので、現時点では設置基準を国につくるよう求めることは考えておりません。また、特別支援学校の過大、過密の解消ですが、近年全国的な傾向ですが、知的障害の児童生徒が著しく増加をしております。本県におきましては、高知市を校区とする特別支援学校が同様の傾向にありました。したがって、先ほどの指針と通知に基づきまして、平成 23 年度に 2 つの分校を既に開校し対応を行ったところです。現在、高知市を校区とする知的障害の特別支援学校は 5 校ございます。そのうち 2 校には寄宿舎も設置がされております。4 校はスクールバスが高知市内を運行しております。また、小中学校には特別支援学級が設置でき、比較的障害の軽い知的障害のお子さんに対応することとなっております。こうしたことから、高知市内に、高知市を主な校区とした寄宿舎のある小中高等部の知的障害特別支援学校を直ちに設置する必要性は現時点では低いと考えております。とは言いましても、

特別支援学校は児童生徒数の推計が非常に困難ですので、児童生徒数の推移には常に注意を払っているところです。また、現在、我が国においては、障害のある子供が障害のない子供とともに地域で学ぶインクルーシブ教育の推進を理念に掲げ、共生社会の実現を進めているところです。こうした社会全体のあり方を含めた今後の特別支援学校の設置、あり方については、児童生徒数の推移に注意しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」。

幼保支援課。

要旨。私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べて、高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約33万円の学費負担(授業料・施設費等)が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大は、保護者の切実な要求となっている。

ついでに、次の事項が実現されるよう請願する。

1、経常費助成の県加算額を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。

2、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

3、教育予算を増額すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1-10、高知私学助成をすすめる会会長、平野由朗ほか4万9,776人。

紹介議員、塚地佐智議員、岡本和也議員、中根佐知議員、吉良富彦議員、米田稔議員、坂本茂雄議員、田村輝雄議員。

受理年月日、平成26年12月15日。

◎明神委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

〈幼保支援課〉

◎原幼保支援課長 まず、請願2-1号の1番、経常費助成への加算と、3番の教育予算の増額について、関連しますのであわせて説明させていただきます。幼稚園に関係する部

分となります。幼稚園の経常費に対する助成につきましては、毎年見直しが行われます国庫補助単価と地方交付税単価を足し合わせた金額をもとに、県が補助金を交付しているところですが、平成 27 年度からは、就学前の学校教育・保育の質の向上も大きな目的の一つとした、子ども・子育て支援新制度が施行されます。これに伴い、新制度へ移行する幼稚園は保育所や認定こども園などとともに施設型給付の対象となり、国が法律に基づいて定める基準により、市町村から給付費が支払われることとなります。また、その経費については、国や県は補助金という形ではなく、法で定められた一定の割合を負担することとなります。国が定める基準となる公定価格は平成 27 年度予算の編成過程で正式に決定されますが、国の子ども・子育て会議の委員に知事会を代表して本県の知事が入っており、これまで国に対し、教育・保育の質の向上につながる公定価格を設定することなどを申し上げてきており、他の委員からも同様の多くの意見が寄せられていましたことから、これまでに比べ、教育費の予算の増額につながるものと考えております。なお、消費税率 10% への引き上げが先送りされたことを受け、今月 3 日には知事が全国知事会として、新制度への円滑な移行に向けた必要な財源の確保などについて緊急の提言を行ったところです。今後も国の検討状況を注視し、必要に応じて意見を伝えてまいりたいと考えております。なお、現在の幼稚園の運営費に対する助成としましては、通常の幼稚園時間を終了した後も子供を預かっている幼稚園や、特別な支援を必要とする子供が就園している幼稚園に対しまして、別途助成を行っております。特に、特別な支援を必要とする子供が就園している幼稚園への助成につきましては、国では該当者が 2 人以上の場合を助成の対象としていますが、県では 1 人のみを受け入れている園に対しても県独自に助成を行っており、きめ細かな支援を行っているところです。

続きまして、2 番の保護者負担の公私間の格差是正について説明をいたします。公立、私立幼稚園における保護者負担を是正する事業としまして、国の幼稚園就園奨励事業がございます。これは、市町村が幼稚園の入園料や保育料の軽減を図る場合に、国が所要経費の一部を助成するものです。この制度設計として、国は平均的な月額保育料を私立が約 2 万 5,700 円、公立約 6,600 円としており、両者の差が約 1 万 9,100 円ございます。これに対しまして、補助制度では私立の保護者に対する助成をより多くすることで、例えば、年収 270 万円程度の保護者の場合、その差は 1 万 9,100 円から約 4,200 円へと縮小します。本県におきましても、昨年度、公立幼稚園 67 名、私立幼稚園 2,034 名を対象に 5,855 万 6,000 円の助成が行われております。この補助制度につきましては、本年度から公立私立ともに低所得世帯の保護者負担が無償化されるとともに、所得制限の撤廃により、多子世帯の負担軽減も拡充されております。国におきましては、引き続き保護者負担の軽減に向けた検討がなされるとお聞きしておりますので、県としましてはその状況を注視してまいりたいと考えているところです。

以上です。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

これで、教育委員会に係る請願を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

それでは、ここで20分ほど休憩とします。再開は3時15分とします。

(休憩 14時53分～15時14分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、教育委員会より5件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈小中学校課〉

◎明神委員長 最初に、「教職員の不祥事について」、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡小中学校課長 総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。教職員による不祥事の事案がございましたので、御説明をさせていただきます。

まず、1点目の事案につきましては、職務中にインターネットへの不適正なアクセスを行った公立中学校教諭男性40歳代に対して、給料の月額額の10分の1を12カ月間減給する懲戒処分を行ったものです。その概要につきまして御説明させていただきます。

対象教諭は、以前勤務をしていた学校で平成21年4月20日から6月14日にかけて部活動の指導のために出勤していた休日の練習終了後等において、同校職員室のLANからインターネットに接続し、アダルトサイトを閲覧したことにより、当該市町村教育委員会より厳重注意の措置を受けておりました。

しかし、同教諭がその1年後の平成22年6月ごろから平成25年3月末までの期間、再び同校の職員室や特別教室の公務用パソコンを使用して、授業の空き時間や部活動の休憩時間等にアイドルの水着などの画像や動画を閲覧しておりました。また、平成25年4月に他校に赴任した1年間、そして、本年4月に現在校に赴任してからも同様のことを続けておりました。そして、本年5月末ごろになりますが、同教諭が部活動の休憩中に不適切なアクセスをしていたところを同校の男子生徒が見、生徒間で同教諭がアイドルの水着などの画像を学校で見ていることがうわさとして広がることとなり、そこから校長から事情聴取を受け、指導注意もされております。しかし、それ以後もこういった行為を続けており、

そして、平成26年10月に近隣の中学校教頭から校長に対して、同教諭の行動がおかしいとのうわさがある旨の情報提供があり、再度事情聴取をされることとなり、当該教育委員会に報告があったものです。

以上、同教諭は約4年4カ月間にわたって、勤務している学校の公務用パソコンを使用して、勤務時間内にアイドルの水着姿などの画像や動画を閲覧していたものです。同教諭の行ったこれらの行為は、児童生徒を健全育成する教員としての自覚に欠けるものであり、公務員が遵守すべき職務に専念する義務に違反する行為です。さらに、全体の奉仕者としての教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものであって、到底許されるべきものではありません。このため、平成26年10月31日付で当初に申しました懲戒処分を行ったところです。

続きまして、この12月8日に報道されました、高知市立公立小学校教諭が大型量販店で万引きを行い窃盗容疑で逮捕されました事案につきまして御説明をさせていただきます。

資料は2ページをお開きください。なお、この事案につきましては現在調査中でして、事案概要の説明のみとさせていただきますことを御了承願いたいと思います。また、処分決定がなされていない事案ではございますが、既に報道等で氏名、勤務校が公表されておりますので、そういったことも入れて報告をさせていただきます。対象は、高知市立高須小学校教諭、尾崎美保、55歳女性です。同教諭は平成26年12月7日、日曜日午後4時ごろ、土佐市内の大型量販店で衣服や化粧品など合計38点、金額にして6万2,101円相当を盗み、逮捕されたものです。同教諭は同日午後1時30分ごろに自家用車を一人で運転し、実母の衣類などを購入するために同店に出かけました。午後2時30分ごろ入店すると、同教諭は購入予定の品々を、カートに乗せた買い物かごに入れていきました。一通り商品を選び、それらの代金を概算すると6万円ほどになっておりました。同教諭はこのとき8万円ほど持参しておりましたが、お金を使いたくないと考え盗むことを思いつきました。そして、商品を入れた買い物かごを売り場の隅に置いたまま座布団1枚を持ってレジに向かい、この支払いをするるとともにレジ袋を1枚余分にもらった後、再びそのかごを持って試着室に入りまして、レジ袋の中に買い物かごの商品を詰め込んだものです。その後、同教諭はお惣菜を選びレジにて惣菜の代金を支払い、座布団の袋、惣菜の入った袋、そして未払いの商品が入った袋ごと店外に出しております。そして、同店の駐車場に行ったところで警備員に呼びとめられ、店側から土佐警察署へ通報がなされ、午後4時6分ごろに同警察署で逮捕されたものです。

以上が、事案の概要となります。なお、本事案につきましての詳細な調査は現在、高知市教育委員会と共同して行っているところでして、この調査が終わり次第、教育委員会を開き、処分を決定したいと考えております。処分が決定次第、委員の皆様方には御報告をさせていただきますと思います。

以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土森委員 ここでするたびに、教育長が、まずおわびから始まるから、もうちょっと道徳心をしっかり身につけるようにやらないと、毎回、こんな事案が出てくることはよろしくない。よろしくないことはわかっているけれど、これはもうどうしようもない。2人の説明を聞いて。最初のアイドルの水着を見たりした人は独身ですか。

◎長岡小中学校課長 独身です。

◎土森委員 それと、55歳の事案ですけれど、家庭があるんですか。

◎長岡小中学校課長 御主人と子供さんがいらっしゃいます。

◎土森委員 それ以上は聞きませんが、何と情けないことか。しっかりそれについて。

◎塚地委員 最初の事例の方のことですけれど、先ほどのお話だと別の学校の教頭先生からこの人の勤めておられる校長先生にお話があったということで、その前に生徒の間では話題になっていたのに、そのことに対する職場での対応はそのときどうだったんですか。

◎長岡小中学校課長 本年5月ぐらいに学校の一部の生徒の中でうわさになって校長先生の耳に入るところになりました。そういった意味で校長先生が本人を呼んで事情聴取して「どういうことしてるんだ」という話で、こういううわさがあるけれどという話を聞いた上で、「そんなことだめじゃないか」、「何をしているんだ」といった指導、注意をして「もうすることありません」ということで、一度ここで校長の指導はやっておったところですが、校長がその後、継続的に監察をしていたかという、やはりその部分が足りなかったと思います。

◎塚地委員 管理職としては、当然そこに最も注視していかないといけないし、中学校の教諭なので、女子生徒が目の前にいて実害がなかったのは本当に不幸中の幸いだと思うので、その部分はその管理職の間でもきちんとした反省はやはりしていただかないといけないと思いますし、別な形での治療的側面が必要じゃないかと思います。女子生徒の保護者に見たら、そういう先生が学校現場においでということになると怖くてたまらないですね。そこらあたりの危機感を持った対応をぜひお願いしたいと思います。

◎長岡小中学校課長 そのような意味で校長につきましては、懲戒処分ではないですがけれども、当該教育委員会から厳重に注意措置を行っているところです。そして当該教員についても、現在は職場を離れて教育委員会で監察をしながら指導、そして状況によっては、病院ということはまだ今のところはありませんけれども、監察の状況によっては、そういうことも考えられると思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に、「教職員の不祥事について」、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 総務委員会資料の報告事項、高等学校課の赤いインデックスの1ページをお開きください。県立学校教職員の不祥事について御報告をさせていただきます。事案は、「酒気帯び運転にかかる懲戒処分事案」です。処分を受けた職員は、県立室戸高等学校の講師、竹崎元親40歳です。懲戒処分の内容につきましては、平成26年12月12日付で懲戒免職としております。

事案の概要です。講師は平成26年12月4日木曜日、勤務終了後自宅に戻り、自宅において午後9時過ぎぐらいから缶ビール2本と缶酎ハイ1本を飲み、その後たばこを吸いたいということで手元にたばこがなく、車にあると思い、車に移り、車にはもうたばこはないということで、自宅近くのコンビニエンスストアでたばこを購入しようとみずから自分の車に乗り自宅を出ました。そして、途中追尾してきた警察車両から停止命令を受けて車を止め、警察官から飲酒の検知をするように指示をされましたが、講師が拒否したため、飲酒検知拒否罪として9時58分ごろに現行犯逮捕されたものです。その後、警察署において行われた飲酒検知の結果、呼気1リットル当たり0.41ミリグラムのアルコール分が検出されたというものです。酒気帯び運転は道路交通法違反の中でも交通三悪と呼ばれる悪質な重大な違反です。また、飲酒検知に従うべきところを拒否した行為は、法令遵守の意識にも欠けた極めて悪質な行為です。講師のとったこれらの行動は、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員としての社会的信用を著しく失わせたものです。

以上が、この事案の内容です。申しわけございません。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎明神委員長 次に、「高知県子ども・子育て支援事業支援計画（素案）の概要について」、幼保支援課の説明を求めます。

◎原幼保支援課長 報告事項、幼保支援課の資料1ページをお願いします。「高知県子ども・子育て支援事業支援計画（素案）の概要について」、御報告をさせていただきます。

この計画は各市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画との整合を図りつつ、平成31年度までの教育・保育の需給計画や子育て支援の推進方策などを、子ども・子育て支援法に基づき国が定める基本方針に則して本年度末までに策定するものです。

県では、高知県子ども・子育て支援会議を設置し、保護者、有識者、市町村、保育所・幼稚園関係者、経済労働団体の皆様から御意見をいただきながら、少子対策課を中心とし、関係する各課で計画の策定に取り組んでいるところです。今後の予定としましては、年明け1月に開催予定の高知県子ども・子育て支援会議に計画の原案を示した後、必要な修正を行い、パブリックコメントに移る予定です。本日は、計画の素案、特に幼保支援課が最

も関係しております幼児期の学校教育・保育に関する部分を中心に御説明させていただきます。

まず、計画の全体構成ですけれども、子ども・子育て支援の視点として、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「5つの視点」から子育て支援に取り組むこととしております。

次に、計画の大きな項目が4つございます。1が幼児期の学校教育・保育の充実です。次に3ページに移りますけれども、2として地域における子育て支援、3が特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援、4が仕事と家庭生活の両立支援となります。2の地域における子育て支援は、子ども・子育て支援法において、市町村が計画に基づき実施することとされている事業について、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援などの観点から市町村の取り組みを支援することとし、県で関係します6つの課が計画を立てているところです。3の特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援は、児童虐待防止対策や障害児施策の充実などを児童家庭課、障害保健福祉課が中心に計画を立てております。4の仕事と家庭生活の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの推進として、雇用労働政策課が中心となって計画を立てているところです。

それでは、ページを戻りますが、1ページをお願いします。1の幼児期の学校教育・保育の充実です。(1)の子育て家庭のニーズを踏まえた計画的な量の確保は、各市町村が子育て家庭等に対して行ったアンケート調査の結果に基づき、今後5年間の教育・保育の需用見込みとその対応計画を定めるもので、各市町村におけます子ども・子育て支援会議を経て、市町村が定める数値を積み上げるものとなります。保育所等の利用見込みに対し、受け入れ体制の不足が見込まれる場合は、市町村が施設の増築などにより受け入れ体制を整備することとなります。点線の枠囲みになりますが、計画は市町村が保護者の状況に応じて認定します1号、2号、3号に分けてそれぞれ定めることとなります。

1号及び2号認定は、満3歳以上で、2号は保護者の就労等で保育を必要とする子ども、1号はそれ以外の子どもとなります。1号は幼稚園及び認定こども園で受け入れ、2号は保育所及び認定こども園での受け入れとなります。3号は3歳未満の子どもで保育を必要とする子どもとなり、幼稚園以外での受け入れとなります。2号認定の太字の部分になりますが、計画初年度の来年度は、3つの市、町において供給不足を生じる見込みです。また、3号認定では、0歳児では9市町村が、1・2歳児では3市町で供給不足を生じる見込みですが、平成29年度末までには解消が図られる予定です。ただ、0歳児の行に記載をしておりますが、1つの町は保育所の改築・移築等の検討との絡みがあり、0歳児の保育ニーズに対する対応を調整中とのことです。

次に、(2)の幼児期の教育・保育の一体的提供で、これは認定こども園に関するものとなります。認定こども園は幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況など

にかかわらず子供を受け入れることのできる施設であり、県としましては、認定こども園の設置を推進していきたいと考えております。

国の基本指針においては、認定こども園の設置を推進するため、計画期間内における目標設置数を県の計画で定めることとされています。県内には現在、21園の認定こども園があり、今後5年間の認定こども園への移行予定は、各市町村での計画を積み上げますと、16園ふえて37園となる見込みです。ただ、県としましては、これら以外で各市町村において保育所しかないなどの15市町村に対しても、認定こども園への移行を働きかけていきたいと考えており、プラス15園を設置目標に加えたいと考えているところです。認定こども園への移行推進に当たっては、施設の整備費を支援しますとともに、幼稚園教諭免許、また、保育士資格のいずれか1つしか持たない方の免許・資格の取得に要する経費の支援もニーズに応じて実施してまいります。

あわせて、施設・設備の基準や手続に関する情報提供、相談などについても積極的に行ってまいります。また、園内研修など教育・保育の質の向上に向けた支援も積極的に実施してまいります。

次のページをお願いします。これは1ページで説明しました各市町村における「教育・保育の量の確保」に関する参考資料ですが、各市町村の9月末時点の数字を積み上げたものであるため、ページの一番下に記載をしておりますが、暫定の数値となり、今後各市町村の子ども・子育て支援会議を経て変更する可能性がございます。

上の①の表から順に1、2、3号認定で、3号認定は1・2歳児と0歳児に分かれて表が作成されております。各表の量の見込みと確保方策を対比しますと、ほぼ確保数が上回っております。ただ、下の端の表の0歳児の平成27年度のみ若干確保数が下回っておりますが、翌年度以降は改善されることとなっております。このように県全体で見ますと受け入れ体制に余裕がありますが、1ページで説明しましたように、受け入れ体制の整備が必要となる市町村もございます。

次に、3ページの(3)保育教諭等の人材確保と質の向上です。質の高い教育・保育を提供するに当たって基本となります人材の確保や質の向上に県として引き続き取り組んでまいります。

まず、保育士等の必要見込み数ですが、太字の見込み数は過去の実態をもとに計算する国の計算シートによって人数を算出したものでして、括弧書きの本年度の数字と比較をしますと、人材の確保は可能とも見られます。しかし、特別な支援を必要とする子供への加配保育士が増加傾向にあることや、今後増加が見込まれます退職者の補充など、保育士等の確保は必要となってまいります。

こうしたことから、県では人材確保対策として、保育士の賃金改善を図るための資金助成を継続するとともに、産休等の代替職員を雇用するための経費の助成も継続してまいり

ます。また、各施設の情報公表において、ホームページなどで保護者に対し、それぞれの施設の職員の勤務形態や勤続年数などを公表することなどで、各施設における職員の勤務状況の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、福祉人材センターを中心として、潜在保育士の再就職を支援するため、事業者と求職者とのマッチングとニーズに応じまして、就職に向けた研修の実施などを行ってまいります。

最後に、職員の資質の向上です。国の基本指針におきましては、幼稚園教諭と保育士の合同研修などが求められておりますが、本県におきましては、保育所も幼稚園も幼保支援課が所管しており、教育センターと連携しながら幼稚園教諭・保育士の区別なく、また、公立・私立の区別もなく研修を実施しており、引き続き研修参加者の意見などを参考にその内容の充実を図って研修を継続していきたいと考えております。

以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 1点だけ構いませんか。1ページで、先ほど0歳児で供給不足という9市町村を教えてくださいませんか。

◎原幼保支援課長 9月末時点の見込みですと、高知市、香美市、南国市、四万十市、奈半利町、大豊町、本山町、土佐町、三原村の9市町村です。

◎塚地委員 それで、今不足していて、今後、それを解消するんですけど、私のところも結構ことし厳しくて、育休を延ばしたという人もあれば、仕事をやめざるを得なくなったという方もおいでて、0歳の産休明け、育休明けが預かってもらえなくて深刻なので、それはぜひしていただきたいと思うんです。今のニーズとそれこそ女性の活躍の場をふやすということで、保育施設の充実の方向が、今より余裕を持った計画に本来はならないといけないと思うんです。ニーズに基づく計画の数として、現在足りないものをどうするかじゃなくて、今後、拡大することも含めての数字というふうに市町村の計画の数字をとらえていいのかどうか、そこはどうですか。

◎原幼保支援課長 計画は、平成27年度だけではなくて5年間先まで見た計画となっておりますので、その中でその後の子供の推移なども考慮しながら、市町村で整備の検討がなされるものと思っております。

◎坂本（茂）委員 3ページの人材確保の部分で、特に「保育士については、パート常勤換算を含む」という括弧書きがあるんですけども、現場的には非常に今、パート、臨時職員がふえて、園によってはそっちのほうが多い状況があると思うんです。そのところ、パート常勤換算の実態がどうなっているのかということと、ここで言う人材確保というのは、例えば、潜在保育士の再就職支援をしてもやはり多くはそういうところへ投入されていくことが考えられます。きちんと正規職員で保育士を確保することも視野に入

れられてるのかどうか、その辺2点ほどお伺いしたい。

◎原幼保支援課長 まず常勤換算ですけれども、県内全体の状況としますと、正職員が4割、臨時職員が4割、パートが2割という状況になっております。各市町村が正職員を募集しますと、例えば、平成26年度に向けては公立保育所で51名の採用がありましたが、それに対して約300人の応募がっております。だから、保育士を目指している方は多い状況になっております。ただ、正職員になれなかった方が、必ずしも臨時職員という形でつくということにもなっておりません。ですから、市町村としますと、加配保育士などの募集に当たりましては、正職員ではなくて臨時職員とかパートとかいった形で募集をするケースが多いですけれども、その確保には市町村は苦勞している現状がございます。

◎坂本（茂）委員 もう一つの県としては、今後どういうことで確保していくのか。

◎原幼保支援課長 県としましては、現在、福祉人材センターでやっております人材確保で、登録者数をさらにふやす中で各公立・私立の保育所・幼稚園が求めている人材のマッチングを進めていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 それぞれ園によってどういう人材が必要なのかというのはあるんでしょうけれども、今のお話を聞くと、例えば正規職員で採用を予定した場合には申し込み者がどんと来る。ところが臨時・非常勤で申し込みを受け付けた場合にはなかなか確保できない。やはり、そこの処遇の部分で応募するほうもちょうちょしていると思うんです。だから、やはりそこの処遇の部分をよりよくしていくことで確保にもつながると思いますし、その辺もぜひ今後の計画の中では市町村の意向なども聞いて、よりいい形で確保していただきたいなと思います。

◎池脇委員 保育教諭の役割ですね。それはどうとらえたらいいのか、この平成31年度の見込み数でも、保育教諭69名と少ないですけれども、その根拠といいますか、どういう位置づけになっているのか。

◎原幼保支援課長 幼保連携型認定こども園で勤務する職員のことを法律上「保育教諭」と呼ぶようになります。幼保連携型認定こども園は幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設ですので、保育教諭という形になります。

資料でございます69人という人数につきましては、国の計算シートによってやっておりますが、今後、移行の認定こども園の数とかを考慮してさらにこの数はもっとふえていくものと思います。ただ、現状、認定こども園で勤務している七、八割の方が保育士資格と幼稚園免許の両方を持たれています。さらに、現状の幼保連携型認定こども園においては、約9割の方が両方の免許を持たれておりますので、両方の免許を持ってない方が両方の免許を持つまでに5年間の猶予がありますので、その間に必要な支援もしながら両方の免許を取っていただくようにしたいなと思います。

◎池脇委員 1ページに認定こども園の移行に向けた推進体制というので、職員の資格取

得について支援というのがあるんですが、それが先ほど説明あった内容ですか。

◎原幼保支援課長 さようです。

◎池脇委員 どちらかの資格しか持っていない方が資格を取ることにに対する財政的な支援というのは予算的にはどうなんですか。何人ぐらいの予算がとられているんですか。

◎原幼保支援課長 来年度に限りましては、各施設に照会をかけましたところ、平成27年度の希望はなかったなので、引き続き希望をとって、ニーズがあれば再来年度以降の予算につなげていきたいと思っております。

資格を取るに当たって受講料とかそういったものを補助するものですが、国の支援制度上、施設側もお金を負担することが求められる制度になっております。そうしたことから、平成27年度の時点ではまだ希望がなかったですけども、引き続き、ニーズ調査をしながら、必要な予算が出てくれば予算要求をして支援できる体制を整えたいと思います。

◎池脇委員 実際にその資格を取るのに、学校なり何なりに通わなければならない。その間その人が欠員になるわけですね。その分の補充の人件費を園が持つというような、具体的な内容はどう理解したらいいんですか。

◎原幼保支援課長 資格取得支援制度の中で、代替の職員に対する補助も一緒に組み込まれております。

◎池脇委員 園の応募がなかったということは園の負担が軽くていけるのであればもう少しあると思うんですけど、そのあたりで手が挙がらなかったのか、それとも、基本的には認定こども園に行かなくちゃいけないわけですから、職員に資格を取ってもらわなくちゃいけない。手がそんなに挙がらなかった理由についてはどのように把握されているんですか。

◎原幼保支援課長 現在のところ、幼保連携型に移行する私立の保育所が少ないから、現状のようになっております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎明神委員長 次に、「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が、文部科学省より11月29日に公表されました。この調査は今回で6回目の全国調査となります。

資料ですけども、総務委員会の報告事項の資料です。赤いインデックスでスポーツ健康教育課と書いてある分をお願いします。

3ページをお願いします。本県の調査結果は既に御存じのことと思いますけれども、長らく課題でありました中学女子の記録が昨年度より大きく伸びており、体力合計点では小

学5年の男女、中学2年の女子が全国平均には届いていないものの、ほぼ全国水準まで伸びてきていると判断しております。

一番下のグラフとあわせてごらんいただきたいと思いますけれども、具体的には、小学校では、全国平均との差は男子が0.54ポイント、女子が0.34ポイント、全国順位では、上のグラフになりますけれども、小学校男子は平成25年度の34位から33位、女子は28位から29位という結果になっております。

中学校では、全国平均との差は男子が1.51ポイント、女子が0.61ポイント。全国順位では、男子は平成25年度の39位から43位へと下降、女子は45位から30位へと大きく上回り、女子において大きな改善傾向が見られております。また、小学校・中学校の女子につきましては体力合計点が過去最高の記録となっております、学校現場の着実な取り組みが成果に結びついていると感じているところです。

4ページをお願いします。体力総合評価におきましては、A評価の割合が小学男子・女子、中学女子で過去最高の率となっています。一方、E評価の割合は大きな変化が見られないことから、体力合計点の低い児童生徒への取り組みが今まで以上に必要となってくると考えているところです。

6ページをおあけいただきたいと思います。下のグラフと、隣7ページの右側上のグラフ、小学校、中学校それぞれのグラフをごらんいただきたいと思います。運動習慣等調査におきましては、1週間の総運動時間が60分未満の割合が平成25年度より大幅に減少しておりますけれども、全国平均からはまだ低い状況でございます。

その理由の一つとして考えられますのは、7ページの②ですが、運動部やスポーツクラブの加入率が全国平均より低いことが挙げられます。特に小学校では男子が10.6ポイント、女子が9.2ポイント、中学校では女子が4.4ポイントを下回っています。今後、中山間部を多く抱えております高知県の実態踏まえて、それぞれの地域の実態に応じた運動、スポーツ環境の充実に向けた取り組みが必要となってくると考えております。

11ページをお願いします。学校への質問紙調査におきましては、2の学校の状況のところですが、小学校・中学校とも体力向上目標の設定や、児童・生徒の実態把握、取り組みなど、組織として体力向上に取り組む割合が全国平均を上回っている結果となっております。これは、県教育委員会が取り組みを進めております学校経営計画をもとにした取り組みの成果の一つと考えているところです。これによりまして、PDCAサイクルが機能し、着実な成果に結びついているものと考えているところです。

12ページをお願いします。先ほどのこととあわせまして、学校全体で生活習慣を改善する取り組みを行っている割合が全国平均より小学校で12.9ポイント、中学校で16.9ポイント上回っておりまして、これも県が進めております「よさこい健康プラン21」に基づく子供たちの健康的な生活習慣の定着に向けた取り組みを推進してきた結果であると感じてい

るところです。

今後は、高知県教育振興基本計画重点プランの「知徳体」の「体」の達成目標です平成27年度までに体力を全国平均まで引き上げるということに向けまして、さらなる体力向上の支援をしてまいります。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎明神委員長 次に、「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」、人権教育課の説明を求めます。

◎赤間人権教育課長 去る10月に公表されました「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果」につきまして説明させていただきます。お手元の総務委員会資料、報告事項の人権教育課の赤いインデックスをごらんください。

2ページをお願いします。まず、暴力行為の状況から御説明させていただきます。①の暴力行為の発生件数の表の右側の合計の欄をごらんいただきたいと思います。平成25年度の公立学校における暴力行為の発生件数は、小学校、中学校、高等学校全体で525件でして、数字としてはほぼ横ばいとなっております。②の1,000人当たりの暴力行為の発生件数ですが、こちらは国公立学校を合計しまして7.3件となります。全国平均を大きく上回っている状況です。

続きまして、いじめの状況につきまして3ページをごらんいただきたいと思います。①いじめの認知件数です。平成25年度の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を合わせまして510件となっております。前年度より139件減少しているところです。②の国公立学校における1,000人当たりのいじめの認知件数につきましては6.9件となっております。③のいじめの態様につきましては、具体的ないじめの態様について各学校から聞き取ったものですが、すべての校種で、「冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」といった内容が最も多くなっております。

4ページをお願いします。④のいじめ発見のきっかけについてですが、小学校については「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」が最も多く、中学校、高等学校、特別支援学校については「アンケート調査など学校の取組により発見」された例が最も多くなっております。

5ページをお願いします。昨年9月に施行されました「いじめ防止対策推進法」を踏まえまして、各学校や市町村の取り組み状況を掲載させていただいております。①「学校いじめ防止基本方針」の策定、②「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の設置

について、すべての学校で整備がされている状況です。また、③から次ページの⑥までは、市町村における取り組み状況でして、本県は全国と比較しましても、基本方針や関係する組織の整備が進んでいる状況です。

次に、6ページの(3)小中学校の不登校について御説明をさせていただきます。①の公立学校における不登校児童生徒数ですが、平成25年度は小学校が179人、中学校が523人、合計で702人となっております。前年度と比較しますと、小学校が46人の増加、中学校では26人の減少、小中合計で20名増加しております。続いて、7ページの②、国公立学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数ですけれども、小学校は4.9人、中学校では31.3人、小中合計で14.2人と、いずれの数字も全国平均を大きく上回っている状況です。③の不登校になったきっかけと考えられる状況ですけれども、小中学校ともに「不安などの情緒的混乱」といった内容が最も多くなっております。

続きまして、(4)高等学校の不登校について説明をさせていただきます。①の公立高等学校における不登校生徒数については279人となっております。8ページにまいります。②国公立学校における1,000人当たりの不登校生徒数は20.0人で、こちらも全国平均を大きく上回っている状況です。また、③の不登校のきっかけと考えられる状況につきましては、「無気力」という回答が最も多くなっております。

最後に、中途退学の状況について9ページをごらんいただきたいと思います。①の公立高等学校における平成25年度の中途退学者数ですが、全体で421人と大きく増加をしております。これは、平成25年度の調査から通信制課程が調査対象として追加された影響によるものでして、平成24年度までの調査対象でございます全日制及び定時制の課程のみで比較した場合、前年度より合わせて40名の減少、中途退学率につきましても、次の②の(ア)にありますとおり2.0%となりまして、昨年度より0.2%改善をしているところです。③の中途退学の理由につきましては、多い順に「もともと高校生活に熱意がない」、あるいは「学業不振」、それから、「就職を希望」といった内容が挙げられております。

10ページには、この調査結果の総括を簡単ではございますが載せております。県の教育委員会では「高知県教育振興基本計画重点プラン」におきまして、不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善することを目標に掲げまして、さまざまな取り組みを進めてきております。平成25年度の生徒指導上の諸問題の状況につきましては、公立の中学校の不登校の減少、あるいは公立高等学校の全日制、あるいは定時制における中途退学率の改善など一定の成果が見られたところですが、一方で、暴力行為、不登校、中途退学のすべての項目において、依然として全国平均を上回る厳しい状況が続いている状況です。また、小学校段階からの問題行動等の低年齢化の傾向なども見られる状況でして、依然として大きな課題を抱えていると認識しております。

こうした状況を踏まえまして課題解決に向けた取り組みとして、学校経営や授業づくり

に生徒指導の視点を位置づけた組織的な取り組みを展開し、児童生徒の自尊感情や社会性を育む開発的生徒指導といったものを引き続き推進したいと考えております。

また、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づきまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた組織的な取り組みを推進しまして、いじめを許さない学校づくりに努めていくとともに、教職員研修を通じた支援力の向上、あるいはスクールカウンセラーや少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関との連携も図りながら、学校としての組織力を高め、生徒指導上の諸問題の改善につなげていきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 例えば、不登校の関係なんかで6ページから7ページを見てみると、小中学校の不登校となったきっかけと考えられる状況というのがあるんですけども、これは、分類するところなるんでしょうけれども、これは学校側が分類されているわけですよ。

◎赤間人権教育課長 おっしゃるとおり学校側でどの項目に当てはまるかということ进行分类しております。

◎坂本（茂）委員 当事者の子供にとっては、本当に無気力なのかどうなのかというのは子供によって全部違うと思うんです。要素は。それをこういう範疇で分けてしまって対策するというところで果たしていいのかなという感じがするんです。子供たち一人一人にとって状況が違う中でどう丁寧に対応していくかということも必要だと思うので、そういったところはどんなふう考えられているんでしょうか。

◎赤間人権教育課長 御指摘のとおりだと思っております。私どもも不登校になっておられるお子さんがいる学校から、調書といいますか、そういったものをそれぞれいただきまして、どういった状況になるのかを確認しております。当然、調査上はどこかのカテゴリーの中に入れるという形になるわけですけども、それは学校の認識としてそういうことだったというところがあります。不登校になっている子供に関しては、学校が家庭に引き続き働きかけをして、つながっていかねばいけないということは当然ございますので、学校側の認識として、あるいは子供の考え方として、どういったところがその背景としてあるのかというのは、引き続き学校としても丁寧に理解をしていく。そのために学校にいる教員だけではなくて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部の方のお力も借りながら対応していきたいと考えております。

◎西内（隆）副委員長 これは調査ということですので、しっかり分析をしていただかないといけないわけですけども、10ページの下に自尊感情、あるいは自己存在感、いろいろ今まで別途にデータとられていると思うんですけど、こういうものとの関係性、あるいは家庭の状況なども含めて相互にどう影響しあうかというものも、分析したものを見せ

ていただけると理解していいですか。

◎赤間人権教育課長 おっしゃるとおり自尊感情とかそういった部分に関しては、アンケート調査であったり、学力・学習状況調査の中でも子供たちの意識を把握していております。

それと、具体的に我々がこの課題に対応していく中で、家庭の状況が子供たちの心に非常に大きな影響を及ぼしているというのはおっしゃるとおりです。個々の家庭の状況と、子供たちの心の状況というものの具体的な相関関係といった部分は我々でもデータ的にお示しするのはなかなか難しいですけれども、実際に各学校の先生方が子供たちあるいは家庭と向き合う中で、あるいは我々がスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを現場に配置をしておりますけれども、そういった方々から聞き取った内容の中で、子供の心と家庭の状況にどういう関係があるのかということについては、我々としても情報を把握して、引き続き分析をしていきたいと思っております。

◎西内（隆）副委員長 それなりに有為な関係があると思うんですけど、学校の先生方にそれを逃げ口にされては困るわけで、学校の先生方でしっかりと取り組んでいただかなくてはいけない一方、ここに原因があるとしたらきっちりそれも解明しないといけないと思うので、できるだけことをやっていただければと思います。これは要望です。

◎加藤委員 本会議でも質問として取り上げましたし、今、副委員長もおっしゃったとおり家庭へのアプローチというのが非常に大きなポイントになると思うんです。いろんな状況があって、いろんな原因があってこういう積み上げられた数字にはなっていますが、不登校なんかというのは学校の努力で踏み込めないところがかなり大きいわけです。何回か御自宅に訪問してアプローチしても、余り行き過ぎると逆に遮断をされてしまうわけですよね。先生に会うのが苦になってしまう。そうなってくると御家庭の保護者に対するアプローチ以外に手の差し伸べようがなかなかない状況って、結構、現場で先生方も肌身で感じていらっしゃると思うんです。もちろん学校側の努力の範疇も大きいんですけど、特に高校になってくるとかなり事態が深刻化してくることもありますので、もっと小さいうちからそういう状態に陥らないように家庭にもアプローチをしていく、学校側も努力していく、地域と協力していくという積み重ねが必要だと思います。もちろんやってはいただいていると思いますが、家庭へのアプローチというところがこの計画を見ると、まだ加え入れる余地があるのかなと感じていますので、そこを御検討いただければと思います。

◎赤間人権教育課長 御指摘の部分については、我々も引き続き対応を強化していかなければいけないと思っております。学校としては子供を学校に復帰させたいということで、学校と家庭との関係を切り離さずに引き続きアプローチをしていくわけですけれども、なかなか難しいというのはおっしゃるとおりです。我々も家庭に対する働きかけとして、学

校の先生に対して家庭のほうがシャッターをおろしてしまうことが仮にあるとすれば、学校外の専門家ということでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー。特にスクールソーシャルワーカーは福祉の観点の知識もお持ちですので、そういった経済的に非常に厳しい環境にある御家庭に対して、制度につないでいくというアプローチも当然できます。そういった人たちのお力も借りながら学校と家庭をつないでいく役目もしっかりと果たしていきたいと考えております。

◎塚地委員 それぞれ調査をしていただいて、現状把握はできているわけですが、どう改善するかといったときに、やはり教育環境というのが一番大きいと思う。例えば中学校の先生だと、クラブ指導も生徒指導も大変で、なかなか丁寧に学校で子供たち一人一人に目を行き届かせることもできづらいという状況もあるので、そういうあたりのことも、こういう資料に基づいて、教育委員会として何を改善するかというときに子供たちにも先生方にもゆとりというのが何よりも大事じゃないかと思う。先ほどから数字がいっぱい出てるんですけど、不登校の問題などにしても、単純に数字で見ないという。ぜひ、そういうあたりは留意して調査結果を生かしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

◎明神委員長 ほかにないですか。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、会計課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎國枝警察本部長 それでは、「平成 26 年度高知県一般会計（補正予算）所管分」、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案所管分」の 2 つの議案について御説明します。

まず、平成 26 年度高知県一般会計（補正予算）について、資料に基づきまして御説明いたします。資料はお手元の①、「平成 26 年 12 月高知県議会定例会議案（補正予算）」の 4 ページとなります。今議会でもお願いしております補正予算見込み額は、款 14 警察費の欄に記載の 2 億 6,064 万 9,000 円の増額となっております。項別の内訳は、警察総務費のみであり、補正の内容としましては、高知県人事委員会の平成 26 年 10 月 14 日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に基づく人件費の増額などとなっております。

次に、繰越明許費補正について御説明します。資料 6 ページをお開きください。款 14 警察費の欄に記載しておりますとおり、総額で 1 億 8,916 万 4,000 円の繰越明許費補正と

なっております。警察署再編整備費 5,713 万 5,000 円、生活安全対策費 1 億 3,202 万 9,000 円、以上 2 項目につきまして繰越明許をお願いするものです。

次に、債務負担行為補正について御説明します。資料の 12 ページをお開きください。運転免許窓口事務委託料など、3 項目総額で 1 億 1,398 万 6,000 円の債務負担行為をお願いするものです。各事業の詳細につきましては、後ほど会計課長から御説明させていただきます。

次に、お手元の資料③「高知県議会定例会議案（条例その他）」の 12 ページ及び 13 ページをお開きください。第 10 号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明します。同条例議案第 11 条及び第 12 条が警察職員の給与に関する条例の一部改正となります。本議案は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成 26 年 10 月 14 日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿いまして、職員に対して支給する諸手当の改定をしようとするものです。具体的な内容につきましては、総務部等からの説明とほぼ同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきます。

私からは以上です。

〈会計課〉

◎明神委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

◎朝倉会計課長 それでは、お手元の資料②「平成 26 年 12 月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）」に基づきまして御説明します。

177 ページの公安委員会補正予算総括表をお開きください。12 月補正予算見込み額は、先ほど本部長が申しましたとおり、総額で 2 億 6,064 万 9,000 円の増額となっております。

まず、歳入予算から説明をします。資料の 178 ページをお開きください。

国庫支出金は、機動隊の部隊出動に係る超過勤務手当の財源に充当する国庫補助金が当初予算の見込みを下回ったため、1,000 円の減額となっております。

次に、歳出予算について御説明します。資料は 179 ページになります。補正予算の内容は、項 1 警察総務費、目 2 警察本部費、右側説明欄に記載のとおり人件費です。人件費補正の主な理由としましては、今議会に上程しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上したことによるもの及び人員の増、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更等によるものです。

次に、繰越明許費補正を説明します。資料の 180 ページをお開きください。今回お願いしております繰越明許費は 2 事業です。

1 つ目の警察署再編整備費は、新南国署（仮称）入り口の交差点改良に伴い、市道と国道の接続部分の歩道下にあります国土交通省所有の情報ボックスの移設工事等が必要となり、本年度中に施工することとしておりましたが、国土交通省や当該情報ボックスに光ケーブル等を敷設しております民間会社等との施工協議、移設調整に日時を要したことによ

るものです。

2つ目の生活安全対策費は、高知東警察署、本山警察庁舎の耐震改修ほか、建築工事の一般競争入札を平成26年8月に行いましたが、申請業者がなく、入札参加資格を拡大して2回目、3回目を実施しましたが、不調となっているもので、今後設計金額の見直しや発注時期の調整等を実施すると年度内の完成が見込めないことから一連の電気設備工事等を含めて繰り越しをお願いするものです。

最後に、債務負担行為を御説明します。資料は181ページになります。今回お願いしております債務負担行為は3事業です。

1つ目の運転免許窓口事務委託料の1,740万9,000円は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口業務を委託するものです。

2つ目の高齢者交通安全支援事業委託料の2,228万7,000円は、高齢者の交通安全意識とマナーの向上を図り、高齢者を危険な交通事故から守るため、量販店等の高齢者が多数集まる場所における交通安全アドバイスや広報・啓発活動、自治体等と連携した交通安全講習等を民間業者に委託するものです。

3つ目の自動車保管場所調査事務委託料の7,429万円は、車庫証明の現地調査を外部委託するもので、2カ年の契約を予定しております。

いずれの委託業務も、平成27年4月1日からの契約を予定しており、契約までの準備期間などを考慮しまして、今回の補正予算でお願いするものです。

以上で、補正予算説明に基づく説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 債務負担行為の自動車保管場所調査事務委託料についてですけれども、人件費も含めて諸費用合計金額3,441万7,000円の計上があって、その上に年間の件数見込み3万二千、三千件で割って、1件当たり1,065円のお値段を出して、これに消費税8%を掛けて1,150円。この1,150円へ件数が2年間分ということで7,400万円。こうなるとその件数が関係あるのか。件数が積算の根拠になっているというのがよく理解できない。人件費がちゃんと入っているわけですから、その中でやられるということであろうと思うんですけれども、そここのところの御説明をいただけますか。

◎朝倉会計課長 自動車保管場所の調査事務委託につきましては、自動車の保管場所があるかどうかを現地に行って調査しているわけですが、これは年間それぞれ調査件数の見込みが出てまいりますので、その見込みに基づいてこの件数を割り出しているということです。したがって、人件費、車両管理費、消耗品費、一般管理費ということで積算をしているわけですが、それから割り出して1件当たり一千幾らという金額で算出をしているということです。あくまで実績等に基づいた件数という形です。

◎坂本（茂）委員 関連して。委託料は件数の見込みで算出している。じゃあ実績はどう

ですかということです。例えば、これもそうですし、運転免許窓口事務委託料も件数で単価を掛けて大体やっていますね。そしたら実績としてこの件数なのかどうか。今回は、先の分だから実績はまだ出ないですけども、これまでの分で委託料と積算基礎になっている件数との関係で、実績がどうなのかというのを教えていただきたいというのが1件と、もう一つは、高齢者交通安全支援事業委託料の場合は、管理費が賃金の20%になっている。一方で、自動車保管場所調査事務委託料は管理費が全体の5%ということで、事業によって管理費の出し方に違いがあるというのがどういうことなのか。県が委託を組む場合は、管理費は大体事業費の5%が相場みたいですけども。一律の基準というのはないかもしれませんが、事業によって計上している全体に対する5%の試算での積算基礎と賃金の20%という形で管理費を計上しているのと、ここの違いを教えていただきたい。2件。

◎朝倉会計課長 一般管理費につきましては、受注者が企業を維持管理していくために必要な経費です。御指摘の高齢者交通安全支援事業委託につきましては、管理費を賃金の20%で計上されておりますけれども、保管場所の調査事務委託については、すべての経費の5%を計上しています。これは、県の財政課から示されております見積もり単価表というのがございまして、これで業種ごとに標準的な一般管理費の額が示されているということです。前者につきましては、整備・清掃ということで20%。それから後者については、調査ということで標準的な一般管理費ですけども、いずれも20%と示されています。そうしますと、保管場所の調査事務委託の一般管理費の計算率が低いんじゃないかということになると思いますけれども、平成19年度以降の入札状況を見ましても同規模の予算で支障なく契約に至っておりますので、平成27年度は一般管理費を含みます全体経費を前年度規模で見積もっている。したがって、5%で見積もっているということです。

それから、自動車保管場所の調査事務委託の関係ですけども、平成25年度の実績を見ますと3万2,480件、金額で申しますと2,549万6,800円です。

◎坂本（茂）委員 運転免許窓口事務委託の実績はどうでしょうか。

◎朝倉会計課長 ちょっとお待ちください。

◎坂本（茂）委員 調べてもらっている間に、運転免許窓口事務委託の場合に、公安委員会が認める法人に委託することができるとなっているわけですけども、公安委員会が認める法人というのが1社しかないのかということと、その法人に必要な能力を有する者が、国家公安委員会規則で定めた業務を行うために必要な数以上置かれているということですが、この数がどれだけで、ここの法人にはどれだけ置いているのかを教えてください。

◎朝倉会計課長 運転免許の窓口事務の契約の相手方ですけども、今年度から公募型の随意契約を行いまして、高知県交通安全協会と契約をしております。平成23年5月まで、同じく高知県交通安全協会と随意契約をしておりましたが、平成23年6月からは競争性の確保の観点ということで一般競争入札に移行しております。また、平成25年度の監

査委員会の監査において御指摘がありまして、平成 26 年度から公募型の随意契約に移行したということです。対象については、一般競争入札に移行した経緯もございますので、認定されたところであれば対象業者になろうかと思えます。

前後しますけれども、運転免許センターの窓口委託業務の取り扱い件数ですが、平成 25 年度の新規の取り扱いが 5,926 件、再交付が 3,190 件、更新が 9 万 9,304 件、仮免許が 422 件、更新連絡通知書、不携帯者照会が 3,958 件、更新情報提供が 12 万 8,694 件になっております。

◎坂本（茂）委員 各警察署の分もあるんでしょうけれど。ある程度、例えば再交付だとか、更新だとかいうのはデータとしてあるから、それがことしはこれぐらい来るだろうという見込みができるということで算出しているということですか。

◎朝倉会計課長 そういうことです。

◎坂本（茂）委員 認定している法人は交通安全協会以外にあるのかということと、業務を行うために必要な数以上置かれているというその数はどれだけで、交通安全協会にはどれだけの能力を有する者が置かれているのか、さっきその答えがなかったんで、教えてください。

◎朝倉会計課長 手元に資料がございませんので、また別途御説明に上がるということでもよろしいでしょうか。

◎坂本（茂）委員 そしたら、交通安全協会以外にも認定される法人はあるんですか。

◎朝倉会計課長 申請を受け付けて認定するという形態のようですので、そういった実績があるのかも含めて調べて、後ほど御説明に伺います。

◎坂本（茂）委員 もう一つ、高齢者交通安全支援事業の関係ですが、これは今年度スタートするとき、不落になってすぐには契約に至らなかったという経緯もあるんですが、走行中の車両を何度か見たんですけれども、せっかく走行しているなら、何でスピーカーで流しもってでも走らせないのかなと思うんです。例えば、高齢者の方は気をつけてくださいとか、高齢者に限らず、今みたいな年末年始の交通安全運動期間だったら、「ただいま年末年始の交通安全運動期間です」、「皆さん気をつけましょう」みたいなことを流しもって走れば、それだけでも随分効果はあると思うんですけれども、黙って走っているだけです。そんな辺は全然仕様書に入っていないんでしょうけれども、そういうことなんかは入れるつもりとかないですか。

◎浪越交通部長 支援隊には、交通企画課でCD等もつくりましてお渡ししておりまして、移動中におけます積極的な広報活動をやってくれという指示もしております。そこら辺も検証しまして改めて指導したいと思います。

◎坂本（茂）委員 そうなっているんだったら、ぜひそうしてもらわないと。私が見かけた限りでは、一度もそういう広報がされているように見かけませんでしたので、ぜひ徹底

していただきたいと思います。

◎浪越交通部長 支援隊につきましては、うちから現場に赴きまして逐一チェックはできませんので、時々現場に係員を赴かせまして状況を確認しております。それによって適切に指導ができていますかと思えますけれども、移動中につきましては、私のほうでも未確認ですので、そういったことの指導もやっていきたいと思えます。

◎塚地委員 ちょっと教えていただきたい。先ほどの運転免許窓口事務の委託料のところ、運転免許センターでやる分と各警察署でやる分とで、同じ再交付でも単価設定が違っているのはなぜですか。

◎朝倉会計課長 処理にかかる時間量で差がついているということです。窓口事務の手続上、運転免許センターにおける業務と、警察署における業務が若干異なるということです。運転免許センターの場合だと、窓口業務については受付だけ。警察署の場合は、その後の処理まで含んだ時間数で計算をしているということです。

◎塚地委員 それと、高齢者の交通安全支援事業ですけれども、具体的にどういうことをしてくださる事業になっているんですか。

◎浪越交通部長 7月から11月の活動状況につきまして、高齢者宅訪問指導は760世帯、883人、高齢者講習4回、319人、反射材の配布3万1,372人、チラシの配布2万5,212人に対して活動を実施しているという報告を受けております。

◎塚地委員 その方々は、全県にわたって何人でやってくださっているんですか。

◎浪越交通部長 隊長以下5人でして、隊長を別格にしまして2人組の2個班でやっております。基本的に高知市内を中心にやっておりますけれども、室戸市から宿毛市まで県下の割り振りさせまして行っております。

◎塚地委員 いろんなボランティアの組織の方とかもおいでますよね。そういう方々と連携してやっているということじゃなくて、その5人が限定した業務で訪問活動とか、配布とかいうことをやっていらっしゃるんですか。

◎浪越交通部長 9月には高齢者1万人訪問活動を実施しました。これなんかにつきましては、この5人のメンバーとともに、地元のボランティアの方、あるいは警察官、それと高齢者アドバイザーも交えまして訪問活動を実施しております。そのほか、各警察署が行っております交通安全講習の補助等にも出向いております。市内のスーパーマーケットでやる場合には、単独行動が多いかと思えますけれども、郡部のスーパーへ行く場合には、アドバイザーあるいは警察官とタイアップしての啓発活動も行っております。

◎坂本（茂）委員 一つ。一番大きなイベントの高知市の交通安全ひろばには出向きましたか。

◎浪越交通部長 9月21日ですね。来ております。このときに反射材であるとか、ビラ配り等も一緒にやっております。

◎坂本（茂）委員 それが出向いているんですけど、そこに参加していた人に余り認知されていないんですよ。毎年、交通安全指導員が何班か出向いていってまんですけども、こんな支援隊というのがあるなんて全然知らなかったと言って。その場で来ていたかどうか聞いても、知らなかったという感じです。だから、本当に見える活動にしていかないと、せっかく事故の減少につなげるような取り組みにしてるんですから、さっきの広報の問題も含めて、とにかく見える活動にしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

続いて、警察本部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けすることにします。

最初に、報告について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、警務部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎國枝警察本部長 警察本部からの報告事項は、「高知県警察県民世論調査の実施結果について」の1件であります。この県民世論調査は、県民の皆様の警察に対する要望や意見、治安に対する意識等を把握し、警察行政を推進する上で基礎資料とすることを目的に実施したものです。県警察が単独で本格的な世論調査を行ったのは、今回が初めてであり、この結果を今後の施策に生かしていきたいと考えております。県民世論調査の詳細につきましては、引き続き警務部長から御説明させていただきます。

〈警務部〉

◎明神委員長 続いて、「高知県警察県民世論調査の実施結果について」、警務部長の説明を求めます。

◎澤田警務部長 それでは高知県警察県民世論調査の実施結果の詳細について御説明させていただきます。ピンクの冊子です。こちらの表紙とはじめにのページをめくっていただくと、目次のページがございます。目次のページに記載のとおり、治安に関する認識、警察に対する県民の信頼等に関する認識、警察への期待に関する認識などについて、50問のアンケート調査を行いました。本日はこれらの中から、少年非行、特殊詐欺、交通安全、南海トラフ地震の調査結果につきまして抜粋して説明をさせていただきます。

資料の83ページをごらんください。まず、少年非行についてです。「少年非行を防止するために、効果的なことは何だと思うか」との問いに対し、家庭環境の改善が41.1%と最も割合が高く、他の回答を大きく引き離している状況でした。県警としましては、「高知家の子ども見守りプラン」に基づきまして、1つは親子の絆教室等による予防対策の推進、2つ目は学校警察連絡制度の充実強化等による入り口対策の推進、3つ目としましては、

入り口型非行を犯した少年と、その保護者に対するサポート面接の実施などの立ち直り対策の推進という、これら3つの対策にさらに力を入れていく必要があると考えております。

続きまして、資料の116ページをごらんください。特殊詐欺についてです。「特殊詐欺と思われる電話がかかってきたことがあるか」との問いに対して、「ある」と答えた方は19.2%となりました。これに関連しまして、資料の118ページをごらんください。このグラフは、ただいま説明しました質問に対し、年齢の分析を加えた結果です。このグラフのとおり、年齢が高くなるにつれて「ある」と答えた方の割合が高くなっており、高齢者が特殊詐欺のターゲットになっていることが伺えます。したがって、県警としましては、引き続き高齢者を中心に特殊詐欺の予防対策を推進していく必要があると考えております。

続きまして、資料の161ページをごらんください。交通安全対策についてです。「通学路における交通事故を防止するために、効果的なことは何か」との問いに対して、多かった回答上位3つは、歩道等の道路の安全施設の改善、交通安全教育の充実、通学路の点検による交通規制の見直し、これらについてそれぞれ4割を超える回答をいただきました。交通安全対策においては、交通指導取り締まり、交通安全教育、交通環境の整備の3つがバランスよく推進されることが必要であり、今回の調査では、特に交通環境の整備と、交通安全教育が重要であると考えている方が多いことが伺えます。県警としましても、引き続き子供を対象とした交通安全教育や、高齢者を対象とする交通事故防止のための啓発活動といった対策を推進するとともに、道路管理者等と連携・協力して、安全・安心な交通環境の整備を積極的に推進していく必要があると考えております。

続きまして、資料の178ページをごらんください。4点目は、南海トラフ地震対策についてです。「大規模災害が県内で発生した直後に、警察に何を期待するか」という命を守る対策に関する問いに対し、最も多かった回答は、住民の避難誘導や交通整理等、迅速に避難するための活動、次いで、重機等を使用した負傷者の救出等、被災住民の救出救助、捜索活動、それに続いて、家族、親族等の安否情報の提供となりました。

資料の182ページをごらんください。「大規模災害発生7日後、警察に何を期待するか」という命をつなぐ対策に関する問いについては、家族、親族等の安否情報の提供など、3つの回答が30%を超える結果となりました。これらを分析してみますと、災害発生当初は、警察に対し、救出・救助や避難誘導などの活動を期待し、時間の経過とともに期待する活動が多様化する傾向にあることがわかりました。いずれにしましても、県警としましては、関係機関等との緊密な連携のもと、有事に備え反復継続した訓練による練度の向上や、装備・資機材の整備が重要であると強く再認識しているところです。

以上が、今回の調査結果の御報告であります。この結果につきましては、県警察のホームページで県民の皆様公表するとともに、分析結果を今後の各種施策などに確実に反映させたいと考えております。具体的には、県民の皆様が取り締まってほしいと考えてい

る項目、例えば特殊詐欺につきまして、平成 27 年の県警察の重点目標等にも盛り込み、被害防止と取り締まりの両面で取り組みを強化してまいりたいと考えております。県警としましては、引き続き全力を挙げて治安維持に取り組みますとともに、県民の皆様の御意見・御要望に真摯に耳を傾け、今後とも県民の皆様の信頼を得られるよう努力してまいります。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎西内（隆）副委員長 非常におもしろい調査結果だと思います。

一つは感想と、一つは質問ですが、まず感想です。112 ページからカメラの設置のことを書いてあります。設置には反対であり、設置すべきではないというのを 112 ページ、113 ページ、114 ページ、115 ページと追いかけていくと、この人はやくぎの下でチンピラをやっている人じゃないかと調査結果で追いかけていけるとい、これは感想です。

それで、私の質問は 20 ページの「被害に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか」というので、路上とインターネット空間が上位に来ているんですが、それに対して、その後の「取り締まりを強化してほしい場所」ということで 39 ページを見たときに、低くはないですけども、インターネットを利用した犯罪が上に来ていないのは、どう分析されているのかというのを少し聞かせていただけたらなと思います。

◎澤田警務部長 問 5 につきましては、やはり自分自身が被害に遭うかもしれないというふうに、現実的に直面しているというよりも体感として、こういうところでの被害があるんじゃないかというところが出てきているのではないかなと思われま。もう 1 個の「取り締まってほしい」は、自分自身の問題というよりも、例えば、新聞等でこういった事件が多くなっているというところからの回答になってくるのではないかと。これは、私個人の分析であって、組織として分析しているわけではないですが、そのように感じられるところでは。

◎西内（隆）副委員長 非常に参考になる内容もありますので、しっかり分析して、県民の安全・安心の向上につなげるよう活用していただければと思います。

◎池脇委員 制度の御説明の中で、対策もあわせて少しお述べになっていたと思うんです。それぞれでこの調査を生かすということで、これは対策につながっていくと思うわけですが、これを受けての対策は、おまとめになるというふうな検討はされているんですか。

◎澤田警務部長 現時点では、このアンケートに沿って各項目でどうかというところまでは考えておりませんが、いずれにしても、そういった観点からの整理も、今後、検討してみたいと思います。

◎塚地委員 「犯罪の防止のために何が大事か」というときに、「街路灯の設置等、犯罪が起きにくい街をつくる」というところが最も多いですね。103 ページあたりですけども、街頭の防犯カメラの設置よりもずっと多いです。ただ、お願いしたいのは、街路灯が町内会の管理にされていて、町内会がないところなどはなかなか設置ができないとかとい

う問題もあって、これだけ県民の皆さんが街路灯の設置が有効だと考えているんだったら、やはり県の施策として、そこらあたりは予算的にももっとそういう部分を強化するという方向性が打ち出されてもいいのかなと思う。この調査結果をまちづくりに生かすなら、そういう予算措置もできないかという検討をしていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎上村生活安全部長 街路灯は警察が設置するわけにはいきませんので、こういうせっかく資料が出てきましたので、これを県に働きかけて促していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 本部長にお伺いしたいんですけれども。こういう調査は全国的にもまれな調査なのか。そういった中で、例えば県警に対する信頼度の問題で、若年層に対して信頼が得られていない、高齢層ほど信頼をしているという結果が出ていると思うんです。全体からして、例えば「信頼」、「どちらかといえば」ということを含めると58%ぐらいの人が信頼しているということですからけれども、そういう信頼度でよいと考えているのか、あるいは、さらにこれをどう高めていくのかといった点で、どのようにこの調査結果を受けとめられたかということについて、本部長にお伺いしておきたいと思えます。

それと、回収率が60%というのは、高いと感じたのか低いと感じたのか。その辺についてお伺いします。

◎澤田警務部長 事実関係だけ私でもよろしいですか。ほかの県警でやっているかどうか、手元に幾つの県警かというのはないですけど、ここまで大規模にやっているのは、例えば埼玉県警でやっているという例はございます。

◎國枝警察本部長 大変関心を持っていただきまして本当にありがとうございます。先ほど警務部長から御説明しましたとおり、今回の調査は県警としても初めての試みですので、今の委員の御質問に対して正確に答えることはなかなか難しいのですけれども、少なくとも私の理解としては、高知県として、県警として、県民のためにもよい仕事をするという形でやってきております。県民の目線に立つべきだということでやっておりまして、その取り組みの一つとして今回こういう形でやらせていただいたということで、今直ちにこれをこうするとかいう話はないんですけれども、個々の施策には確実に生かしていきたいなと考えているところです。冒頭の御質問にもありましたけれども、例えば、今、路上での話に県民が心配をしているのか、それともインターネットの空間のほうを心配しているのか、そういったところを基礎資料としていただきまして、これからさらに詳細を詰めて施策を考えていきたいなと考えているところです。その中で、今、坂本委員からありました警察への信頼度の問題は言うまでもなく、ことしの重点目標の中にも警察への信頼を高めるというふうに入れておりますし、平成27年の中にもしっかり組み込んでおります。ここは高知県警察にとって最も重要なところでもあると考えておりますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。その上で、パーセンテージについてどうかとい

うことについては、今回初めてなので、これをもって直ちにどうなのかということについては軽々には答えられないかなと思っておりますが、積み重ねることによって信頼に対するパーセンテージ、それから回答率の話についてもだんだん絞れて研究できていけるのかなと考えているところです。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎明神委員長 それでは、次に、監査委員事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎吉村監査委員事務局長 監査委員事務局が所管します 12 月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料②「議案説明書（補正予算）」の 183 ページをお開きいただけますでしょうか。右の説明欄をごらんください。職員の人件費、一般職管理費を 455 万 6,000 円の減額をお願いするものです。減額の主な理由としましては、4 月 1 日付の人事異動によります職員の新陳代謝や共済負担金の変更などによる人件費の補正です。

私の説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎明神委員長 次に、人事委員会事務局について行います。それでは、事務局長の説明を求めます。

◎福島人事委員会局長 お手元の資料②「議案説明書（補正予算）」の 185 ページをお願いします。人件費 544 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。主な理由としましては、今議会に上程をしております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上したことによるもの、職員の新陳代謝によるもの、時間外勤務手当の増加によるものです。時間外手当の増加につきましては、8 月の台風 12 号、11 号の影響により採用試験の日程を大幅に変更せざるを得なくなったことに伴います業務量の増や、人事委員会の全国組織であります全国人事委員会連合会の専門部会の担当県となったことに伴います業務量の増などです。

私の説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎明神委員長 次に、議会事務局について行います。それでは、事務局長の説明を求めます。

◎濱口議会事務局長 議会事務局の12月補正予算について、御説明をさせていただきます。

資料②、4ページをお開きください。議会事務局は総額5,210万円の減額補正をお願いしております。右の説明欄をごらんください。議会運営費の議員報酬等で4,587万2,000円の減額補正を計上しております。これは平成26年2月議会で可決をされました高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例で、議員報酬月額を今年度末まで減額をしておりますことや、議員の欠員3名分の減額によるものです。

次に、人件費で事務局職員分622万8,000円の減額補正を計上しておりますが、これは人事異動に伴います新陳代謝などによるものです。

説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案8件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員の挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第2号「平成26年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知

事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」から、第10号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」まで、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決します。第8号議案から第10号議案まで、以上3件の議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第8号議案から第10号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第17号「平成27年度当せん金付証票の発売総額に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第17号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案」から、第33号「高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案」まで、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決します。第31号議案から第33号議案まで、以上3件の議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案から第33号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第36号「安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第36号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

◎明神委員長 次に、請願について審査を行います。

請第1-1号、「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査をいたします。

御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ るる、執行部のほうからも御説明がありました。教育費の保護者負担の問題も、今後できるだけ軽減する方向でいきたいというお話もありましたし、30人学級の問題も国にも要求しながら前進をさせていきたいと。複式学級の問題も随分述べられたところで、基本的にはやっぱり教育予算をふやして前向きに取り組んでいこうという御意見もいただいたので、ぜひ議会としてもその形を応援する形で請願を採択していただけたらというふうに思っております。よろしくお願いたします。

◎ 執行部からの御説明あったとおりでですけど、今、県がやってることの評価と、それから、この請願に書かれてること一つ一つのメリットとデメリットとを冷静に分析をしていくべきなんだろうというふうに思います。現状に課題もあるという御説明もありましたけど、進めることによってやっぱり一長一短ある課題も多いですので、我々としては賛成できないというふうに思ってます。

◎ 署名の真ん中の折り目のところに、カンパの段があるやんか。あれはうんと抵抗がある。

◎ なるほど。それは保護者の方にお伝えいたします。

◎ 保護者負担になりゆうんやないかと。保護者負担を軽減やなくて。

◎ それは請願者の皆さんに言ってみます。

◎ 募金とか言うてね。何のためにやりゆうか全くわからんし。説明も聞いて、財源的に見てもできるいっぱいのことを高知県やってるし、我々としても、もう別の方向から県のほうにも要望活動をしていくし、国のほうにも要望活動をしていってます。その成果が出てきてますのでね。こういう要請があるたびに出すということについては、我々は賛成できません。

◎明神委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。請第1-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第2-1号、「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査をいたします。

御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ まさにこの私学振興議員連盟の皆さんもこの件で頑張ってくださいっているので、その請願項目とまるきり同じ請願項目なので、それはなぜ県議会では採択されないのかが極めて不思議だという保護者の声もあります。ですから、ぜひ内容的に一致したもので、違っているのは唯一幼稚園、小学校、中学校というふうに具体名を挙げていることが違うだけで、自民党の地元の国会議員も賛成して下さっている内容でございますので、ぜひ御賛同をいただけたらと思っています。

◎ 私立学校関連すべて、退職金社団なんかのあんな財源も全部入れていくと、もうこの五、六年前からと言うと、私立学校へ回るお金は1.5倍ぐらいふえているんですよ。なかなか尾崎知事も頑張って、普通の計上費プラス各学校へ600万円ずつ。そんなのを入れていくと、四国ではもちろんトップやし、全国の標準から言うてもかなり上になってくる、高知県の場合には。ですから、言うたら請願の必要性がない。「精いっぱい執行部もやってくれる。この場に及んで何でこれ以上のことを言う必要があるんだ、十分にやってるじゃないか」という思いで、気持ちはわかるけども、そもそも請願をする必要性がないんじゃないかということ。

◎ 高校部分は結構上乘せした部分もあるんですけども、やっぱりここに書かれてある幼稚園、小・中学校というところは、まだまだ運営上も各私立学校も御苦労されている状況もありますので、ぜひにと私どもは思っております。

◎明神委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。請第2-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎明神委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案2件が提出されております。

まず、「自動車取得税におけるエコカー減税の延長についての意見書(案)」が、自由民主党、公明党、県政会、南風(みなみかぜ)、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 文章的に、2段落目の部分が県民目線というよりは、自動車業界目線の文章なんですよ、これ。国内で売れなくなったりして、外国では結構もうけてると思うんですけども。それで、ちょっとここの文案を削除していただいて、「自動車ユーザーに対して過大な負担を強いている」というところから、「こうした中、平成21年度からは環境性能にすぐれた自動車の取得に係る」というあたりへつないでいただいて、自動車の買い換えや購入需要を促進するというのも本当にいいことかどうなのかということもございますので。本来はそれほど促進しなくてもみんな使えるものを使うということも大事なんで。そこからそこまでを消していただいて御一緒にさせていただきたいというふうに思っております。

◎ 高知県は東西に海岸線も長くて、移動には公共交通機関も発達してないので、まさに家族1人1台の時代。特に、軽四はこの間自動車税も7,000円幾らのがもう1万円以上になってくると。そんな中で、エコカーが余計売れるということは環境にも優しいわけなので、まさに自動車業界が、今、消費税の8%の反動で今売れなくなっている。その中で取得税等を廃止しようという動きが1年8カ月延びたんで引き続きエコカー減税もやっていただくということは十分理解できますよね。これは高知県自動車協会からの要望なんですよ。

◎ だから、自動車協会からの要望かもしれませんが、県民目線はそういうことでなくて、やっぱり。エコカー減税はある意味減税なんで、それはそれで購入する側としてはありがたいし、低炭素社会をつくる上でも問題ではないとは思いますが、前向きにやったらいいことやと思いますけれども、あえてここにこれだけ自動車業界が大変なんですよというふうに文面的に書く必要はないんじゃないですかという意味です。

◎ うちもそこはぜひそういう形でお願いしたい。それで、さっきちょっとお話があったように、一方で、トヨタとかはすごい収益上げようわけですから。だから、あえてここにこういう文言がなくてもえいんではないかなというふうに思いますので、そこはのけていただいても、ここに書いてある趣旨は、エコカー減税を延長するということについては賛同してるわけですから。

◎ そしたらどこのけるが。平成27年。

◎ 2段落目です。

◎ これのけたらおかしくなるような気がする。

◎ なりません。全然なりません。やっぱり県民目線の意見書に仕上げさせていただくというのは大事じゃないですかね。

◎ これはエコカー減税の延長というのは、単に県民目線ということもありますけれども、やっぱり景気を回復していくということでの意味・内容もありますから、そういう意味での記述だと思うんですね。だから、これ別にメーカーとかユーザーを保護しようとかいうことではないと思うんですね。ですから、それを取ってしまうと、景気回復への現状というか状況というものがなくなってしまうので、それほど御心配するような内容ではないと思いますけどね。

◎ もし、心配やったら、2段落目の後ろに、「景気回復による雇用拡大、賃金引き上げが必要である」と入れたらいいんじゃないですか。

◎ 景気回復のためという、それだったらありとあらゆる、ある意味消費税の税率引き上げはやらなかったらいいので。

◎ もう不一致にしいや。

◎ 不一致でいいですか。

◎**明神委員長** 正場に復します。意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**明神委員長** それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 知事も本会議でもきちんと人数は少なくしていく方向でというのが先決だということもおっしゃっているので、ぜひ。知事会でも頑張ってますので上げていただけたらと思います。

◎ まだ言いよったのが調整できてないろう。

◎ 35人学級を維持していこうという気持ちはもちろんそのとおりのやろうと思う。あと全学年というのはちょっと無理があると思う。

◎ これも不一致でしょう。

◎**明神委員長** 正場に復します。意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議

会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。それでは 19 日の委員会は休会とし、22 日 13 時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで終了します。

(17 時 26 分閉会)